

平成24年12月18日(火曜日)

(会議第5日目)

応招議員

1番	小松孝年	2番	下村勝幸	3番	西村將伸
4番	坂本あや	5番	亀沢徳明	6番	宮地葉子
7番	矢野昭三	8番	山崎正男	9番	藤本岩義
10番	明神照男	11番	森治史	12番	宮川徳光
13番	池内弘道	14番	濱村博	15番	小永正裕
16番	山本久夫				

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	植田壯
総務課長	松田博和	情報防災課長	松本敏郎
税務課長	米津芳喜	住民課長	松本輝雄
健康福祉課長	宮川茂俊	農業振興課長	松田二
まちづくり課長	武政登	産業推進室長	森下昌三
地域住民課長	大塚一福	海洋森林課長	浜田仁司
建設課長	森田貞男	会計管理者	濱田啓
教育長	坂本勝	教育次長	金子富太
代表監査委員	金子良一		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒井益利

書記 小橋和彦

議事日程第5号

平成24年12月18日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

議 事 の 経 過

平成24年12月18日

午前9時00分 開会

議長（山本久夫君）

これより日程に従って会議を進めてますので、よろしくお願ひ致します。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

小松孝年君。

1 番（小松孝年君）

おはようございます。

今回の私の質問は3点について質問しております。津波対策と産業振興、それから球場の管理という3点になっております。

まず早速ですが、まず1問目はですね、津波対策についてです。

震災についての質問は、多くの議員から毎回のよう挙がっております。議会のたびに情報防災課長はフル出演で大変だと思いますけれども、まあなるべく簡潔に行いますのでよろしくお願ひします。

黒潮町の防災にかんしては、町長をはじめとする情報防災課、そして行政全体、また議会も含めて一丸となって住民と協力しながら進めていこうとする姿は、防災の新たな先進地になっていっていると言っても過言ではないと思います。町長と課長、そして職員の方々には本当に頭の下がる思いです。

というふうに褒めておいて一般質問するのもなんですけれども、今日は津波対策の一つとして少しでも参考になればという思いで、質問というより一つ提案をしたいと思っております。

通告書の要旨は、震災による津波の避難は、いくら避難道を整備しても足腰が丈夫でなければ高台の避難は難しい。そうかといって、家を移転するのも大きな費用を要し、なかなか難しい。まあ、これは高台移転のことを言っておりますが。そこで、町営の住宅を庁舎建設予定地の一角に、一人暮らしの高齢者や身体の不自由な方、また高齢により避難に困難を来す方々を対象とした住宅を高台に建設してはどうかという内容です。

庁舎の移転地はかなり広い敷地面積を取れると思っておりますので、そういうところを利用してこういうことをしたらいいんじゃないかと。

また、移転した後の空き家。移転というか住宅に移った後にはですね、空き家になります。その人、家を空ける人の同意をもらってですね、若い人を対象とした移住者支援に利用させていただき、そしてその家賃収入がありますので、それを新しく建てた住宅の入居費に充ててもらおうようにしたらどうかということです。

そういったことが通告書に書いた要旨ですけれども、まずは要旨に従って答弁お願ひします。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

おはようございます。

それでは小松議員の1番目、津波対策についてお答えを致します。

ご質問というよりは、政策提言、参考にとということでございましたので、大変落ち着いて答弁できます。ありがとうございます。

住宅の高台移転につきましては、今年5月に第1次の黒潮町地震・津波防災対策の基本的な考え方の中に施

設整備の基本的な考え方ということで、一定お示しを示させていただいております。

レベル2の津波、最大クラスの津波に対する安全性が困難な住宅地については、地元住民の意向を踏まえて長期計画を定め、段階的に高台や内陸部の新たな住宅地を形成を目指すとされており。浸水区域外の中山間地域への移転、そして防災と中山間活性化の両面を備えた制度の創設を目指すという基本的な考え方を定めているところをご承知のことと存じます。

ご質問の要旨は、一人暮らしのご高齢者の方、体の不自由な方、そしてご高齢により避難に困難を来す方のための町営の住宅を高台に整備して、ご高齢者が避難した後の空き家を移住者支援に利用してはどうかというご提案でございます。大変いいご提案をいただきまして、ありがとうございます。そして、その高台に移転する場合を少し考えてみましたが、町営の住宅の建設費用とか、あるいは造成の費用が容易に捻出（ねんしゅつ）できまして、さらに、ご高齢者の方々がスムーズに入居できれば大変良いようにも思います。

先ごろ11月の中旬、東日本の震災地の福島県相馬市にご質問のような高齢者向けの町営住宅が整備されてございまして、私と建設課長、そして都市計画係の3名で現地研修をさせていただきました。この町営住宅が整備されている場所は津波の浸水区域外の安全な高台にございまして、周囲には民家も点在する所でございました。この住宅は長屋形式で建てられてございまして、2棟24戸分がございました。後の新聞報道にもございましたけれども、東北、この岩手、宮城、福島の3県で、県や市町村が計画しているこのような復興住宅は、計画が2万3,930戸あるようでございます。このうち完成したのは、この相馬市の24戸のみという状況でございましたので、完成した住宅を見るにはうってつけのところでございました。

この住宅の特長は、見た目は老人介護施設とほとんど同じような状況で、整備の方針が被災した高齢者の孤独状態を防止するため、井戸端長屋形式ということをあえて選択されたようでございます。建物の中には2DKの個室が12部屋ございまして、全部屋がユニバーサルデザインで、入居者が将来軽度の要介護状態になっても、それに対応できるようにバリアフリー化がされてございました。そして、すべての部屋の中には車いすで利用できるお風呂と、そしてトイレも完備されてございました。また、館内には入居者が全員で利用できる共助スペースというものもございまして、洗濯をする所、そして大食堂がございました。この大食堂では、毎日昼食を一堂に会して相互のコミュニケーションを図って孤独状態を解消しようという行政サービスも実施しているということでございます。

さらに入浴介助者、そして来館者のための大浴場も整備されておりました。ここまで来ると、もうほとんどホテルのような状態でございますけれども、さらに、ボランティア活動でおいでくださった人たちにも対応できるようにしてあるといったことでもございました。そして、入居者を訪ねてこられる来客者が泊まれる客間も配置されているなど、いわばまあ至れり尽くせりの住宅でございます。ちなみに、建設費は1棟当たり6億6,000万ということでございますので、単純に12戸で割りますと5,500万円程度になります。

そして、この住宅の入居状況でございます。24年の5月に1棟目が完成致しまして、すぐに満室になりました。2棟目も8月に完成をしたところでございまして、私たちが見せていただいたのはこの2棟目で、まだ入居者がいない状態を隅々まで見せていただきました。

そして、この2棟目の希望者ですけれども、11月の私たちがお邪魔したときに2戸しか入居希望がなくて、あとの10戸分は空室でございました。1棟目が早く満室になったんで、2棟目もすぐに満室になるのかと思いきや全くの不人気で、入居者がいないという状況でございました。その原因とかをいろいろ尋ねてみますと、被災された高齢者の皆さんは、まず体育館等の1次避難場所に避難された後、現在お住まいの仮設住宅に入居されているようでございます。その仮設住宅は一般的に土木工事現場で使われる簡易的な事務所のようなものではなくて、耐用年数も20年程度のしっかりした建物で、外には物置や駐車場まで完備されておまして、さ

らに無料ということでございます。

そして、この仮設住宅にはいろいろな地区で被災された方が共同生活されていて、もう既に一つの集落が形成されていて、いわゆるご高齢者を見守る体制が整っているとのことでございます。まあ仮設住宅ですので、隣近所がうるさいということを除けば安心して暮らせる状態がそこがございますということで、わざわざその今出来上がったコミュニケーションから離れて高台の高齢者専用の住宅に移るとするのは難色を示していると、そういったことございました。加えて、まあ福島県、広い土地でございますので、そのまま黒潮町に適用されることはないかと思いますが、地理的な条件もございまして中心市街地まで遠距離にありまして、通院ですとか買い物にも苦勞するということございました。

従いまして、現実的にはこのような状況もございまして、高齢者向けの住宅のみというのを整備することではなくて、一定の見守り体制が整えられるような住宅整備が望ましいのではないかと、そのように考えているところでございます。

そして、入居される際の費用とかについてですけれども、東日本の震災地におかれましては、もともと住んでいた所が被災されて、もう住めないような状況でございます。住むおうちがない所で、そのもともと住んでいた所が国が土地を買い上げてくださって、その資金を基に新しい住宅に移っていくような制度を取られているようですけれども、高齢者向けの専用の公営住宅を造っても入居がないということで、現在は建てる場所を若干中心市街地に移すようなことで考えているということございました。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

小松君。

1 番（小松孝年君）

今、課長から答弁いただきましたので、事例を課長の方から挙げていただきましたので、こっちは言うことないかと思っておりますけれども。

今の事例の中でですね、まあ1棟目はすぐ満室になって、次の棟は入らない。その理由が多分入居費の問題なんかもあると思っております。それから、さっき言われてましたように、中心市街地が遠距離にある。まあ言えば、その不便な所だというふうなことだと思います。それと、自分は今提案しているのはですね、そういうこともありまして、庁舎の新たな移転地に建てたらいいのではないかとというのは、そういった裏もあるのです。

それから、今、事例に挙げていただいたものはですね、まあ被災が起きてからの住宅建設になっております。

今提案するのは被災が起こる前ですので、さっき言われていましたようなコミュニケーション。まあいうたら、その仮設住宅でのコミュニケーションが取れているからもう移りたくないというのは、先にですね、前もってその場所に移住していればですね、コミュニケーションが取れるのではないかと思いますし。

それからまた、この質問の中でですね、その空き家を今度貸していただいて、その家賃でその入居した所の入居費に充てるというのはですね。例えば、その空き家に、今この町の空き家がたくさんありますが、なかなか空き家を貸してくれる所がないです。その割には、その希望者。I ターンとかU ターン、そういった希望者がかなりおります。質問でのその高齢者へですね、身体の不自由な方なんかの移転の後にはですね、まあ多いのはサーファーなんかのI ターン希望が多いわけですけれども、そういった若い人たちに入ってもらえれば、まあ津波の避難のときにも足腰達者ですので。今、出された津波到達時間とかそういう部分ではですね、十分逃げ切れるんじゃないかというふうに思っております。

それプラスですね、若い人が町に増えるということですね、町の活気もつくってくれるんじゃないかと、そういうふうに思っております。まあ、いつも言ってますけど、そのまちづくりの基本は人ということで。や

はり人が多くなければですね、まあ後の質問にも重なってくると思いますけれど、人が少ないと、やっぱりいくらこの町の中で産業を増やそうと思うても駄目です。地元の商売なんかも成り立っていきません。そういう意味で一石二鳥というか、一石三鳥な部分もあると思います。高齢者の一人暮らしの対策にもなりますし。

それと、入居者が少なければですね、もっと幅を広げてですね、中山間部の一人暮らしの方なんかも入れるようにすればですね、そちらの方にも津波避難だけでなく、そういう中山間の方も広げていけば、そちらの方々なんかも一人暮らし対策。まあ高齢者の一人暮らしの対策にもなっていくんじゃないかと、そういうふうに思っています。また、その場所にですね、そういう人たちが集まれば、そこでまたさっき言われたようにコミュニケーションとか、そういう人のつながりもできてきますので、そういった方法もいいんじゃないかと。

それと、それをやるに当たってはですね、やはり事前調査というかですね、やみくもに造っても駄目だと思いますので。そういう一人で暮らしてる方なんかの聞き取りして、こういう住宅を建てて、後を誰か若い人に貸し出してくれんろうかというふうな調査をして、それがオーケーがいただける人が何人おるかという調査もしてですね、やれば、最初1軒目建てる時は間違いじゃないかと、そういうふうに思っておりますけれども。

いかがでしょうかね。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

ご高齢者が高台に移転されて、空いた空き家のことですがけれども。現在も、議員おっしゃるように空き家はたくさんございますけれども、黒潮町全体でその空き家が利用されているのは5パーセント程度といったことがございました。持ち主の方のなかなかご理解が得られないということで、進ちょくも図られない状況ではございます。

一方で、この第1次の黒潮町地震・津波防災対策の、新たな住宅地の形成を目指すという計画がございますので、移住される方も、何もその危険な所に住まわなくても、高台の安全な所に住んでいただけるような住宅整備ができれば、より効果的ではないかと思えます。

避難路というのは、現在住んでおられる方々がより早く高台に逃げられるような施策を取って、そしてまた、浸水区域内でいろいろ活動なさらねばならない人たちのために避難道を整備してございます。これから新たな居を構えて、この地で住んでいかれる方にはぜひ高台の方に移られて生活をしてもらおう。そういったことが、この津波防災対策になるのではないかと、そのように考えているところでございます。

被災された所にはほんとに大変でしょうけれども、被災前においてだからより早くできることも考えられようかと思えます。そういった制度改正も強く望まれてございまして、現行法ではなかなかリスクも大きくて取り掛かれない状況ではございますけれども、そういったことも視野に入れながら住宅整備を考えていきたいと、そのように考えているところでございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

小松君。

1番（小松孝年君）

町長はいろんな思いがありまして、考える方向がしっかりしているので、すぐに明確な答えを出してくれると思いますので、今度は町長に振りたいと思えますが。

黒潮町の防災対策はですね、今日の質問に出しておりますけれども、津波対策だけではないわけです。次の

南海地震では、揺れによる家屋の倒壊を最小限に抑えていくことが本当は先なのかもしれませんが、東日本大震災です津波の印象がかなり大きいので、どうしても津波の問題が中心になってしまっております。しかし、津波から避難するためにも、家屋の倒壊をまず防がなければ逃げれないということもあります。

前はですね、そういうことでリフォーム助成制度にかけて、耐震化にはこのリフォーム助成制度が有効という話もちょっとさせていただきましたが、今議会の一般質問でも黒潮町から人が転出していっているという話もありました。震災が、まあさっきも言いましたけど来る前に、黒潮町が疲弊しては何の意味もありません。そういった意味でもいろいろと視点を広げてですね、防災のことは防災の係だけが一つの方向から担うのではなく、いろいろな係がですね制度をつくってですね活用しながら、また防災の対策と併せて町の発展につなげていくのが、これからのやり方ではないかと思いますが、そういったことが、冒頭に言いました行政が一丸になってという内容の一つになるべきではないかと思えます。

まあ、そういった意味で、私の提案について町長はどう思いますか。お願いします。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

ご質問をいただいております、この高台かどうかは別にして、例えばご高齢の方がですね持ち家を離れて新たに入居されると。そして、お持ちになっているその空き家になった所へ再入居いただいて家賃収入を得る。これ、リバースモーゲージというモデルでございまして、もう既に運用がされてございます。当町ではございませんけれども。

これはどういうことかと申しますと、生産者である現役世代のときに、例えばご夫婦2人、あるいはお子さん2人、4人家族のときに、必要であった規模のおうちを建てる。お子さんが独立されて2人になりました。ならば、それほど大きいおうちは要らないので、今のおうちを仮に賃貸に回して家賃収入を得られる。それよりもはるかに安い入居費用で、もう少しちっちゃいアパートなりマンションなりに引っ越すことができると新たな財産形成ができると。これがリバースモーゲージのモデルでございまして。それを、実は黒潮町でも検討したことがございます。就任直後でございまして、もう2年半ぐらい前になると思いますが。

ただ、このリバースモーゲージが成立するには条件がございまして。1つは、見込める家賃収入よりも安価な家賃で再入居ができる。いわゆる移る先ですね。ここに差がないとうまみがないというのがこのモデルの課題でございまして、今回は高台ということでございまして、もう少しそういった現金のみの価値だけではないということも重々承知しております。しかしながら、当町が目指しております高台移転。こちらにつきましてはこれまでも何度も答弁してまいりましたけれども、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律というのがあります。これに基づく高台移転が最も移転希望者の負担が少なく、そして、その負担が少ないことが高台移転を加速すると認識しております。

しかしながら、こちらはさまざまな課題がございまして、現在、制度改正をお願いしているところです。それらの動きがまた政権交代後、少し出てくるかと思っておりますので、またさまざまな情報収集をしながら、あるいは先進事例に学びながら、じっくりと話を進めていきたいと思っております。

議長（山本久夫君）

小松君。

1番（小松孝年君）

まあ、すぐやれというわけじゃないですので、そのへんもまだ今から検討していただいて、参考にさせていただいたらいいんじゃないかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

2 問目はですね、2 問目の質問事項は、産業振興と雇用問題についてです。

産業振興と雇用問題ということはですね、まあ産業推進室長に矢が当たっておりますけれども。まあこれも、この質問では全体にかかわってくることもありますので、皆さんもしっかり自分の課に当てはめて考えていただきたいと思います。

質問の要旨は、ここ数年、国の補助金による雇用促進協議会の取り組みや、特産品開発（等）の取り組みが行われてきたが、せつかくの良い取り組みが足踏み状態になっているように感じられるので質問するということで、1 点、2 点、3 点。

1 点目は、補助金の有効利用はできないか。2 点目が、人材確保と人材育成についてどう考えるか。3 点目が、特産品開発を将来どのように雇用につなげていくかという質問で。まあ、ちょっと今までの質問で結構重複するともあると思います。

1 個目ですね。補助金については、いろんな課で補助金というのがありますので結構幅広い質問のように思われますけれども、今回はこの質問事項の題がですね産業振興と雇用問題という質問になってますので、それに沿って行いますので、その分野において補助金を例に挙げさせていただきます。

この 1、2、3、関連していますので、今議会の一般質問でも同じような内容の質問も多く出ております。昨日までの答弁で結構含まれた部分もありますので、1、2、3 を一括して質問してもよろしいですかね、議長。

（議長から「はい」との発言あり）

それではですね、もうこの 1、2、3、一括して質問させていただきます。

前段で申し上げた、せつかくの良い取り組みが足踏み状態になっているように感じられるというのはですね、ずばり言うと補助金ありきの事業が多いのではないかと思うからです。発想や考え方はすごい素晴らしいものがあるのですけれども、そのときにばっと盛り上がってですね、ちょっと尻すぼみになっていることが多いのではないかと思います。まあ、せつかくやるのですから、もっと先のことを考えてやらないと、今の、ちょっとまあいろいろと批判も出ているようですけども、特産品開発のようになるのではないかと考えています。ここ数年の流れから言うとですね、国の補助金によって雇用促進協議会が立ち上げられて、そこでしっかり人材を育成してきたのに、その人材を確保できなかったというのが、今の特産品協議会が思ったほど伸びてきてない原因につながってるのではないかと思います。

まあ今、昨日の答弁の中でも、結構、室長も頑張ってくれてですね、やってると思いますけれども。せつかくのいい流れのチャンスをまあみすみす逃していくというのが、今までかなりそういう例があったのではないかと思います。やはりそういった補助金の使い方について問題があるのではないかと考えていますので、この質問に挙げております。

これに併せてですね、雇用促進協議会がつくってきたものが今に受け継がれているものがあればですね、まあ分かればそれも併せて答弁をお願いしたいと思います。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

おはようございます。

小松議員の通告書に基づき、産業振興と雇用問題についての 3 点。補助金の有効利用はできているか。カッコ 2 の、人材確保と人材育成についてどう考えるか。3 点目の、特産品開発を将来どのように雇用につなげていくかということで、もう一括でご質問ということですので、お答えさせていただきます。

まず1点目については、産業関係の補助事業についてはご質問にもあります、国が黒潮町雇用促進協議会に直接補助の地域雇用創造推進協議会や、また特産品にかんする事業については、高知県産業振興推進総合支援事業を活用して取り組んでいるところです。

黒潮町雇用促進協議会事業については、平成20年度から厚生労働省が所管する地域雇用創造推進事業、黒潮町のさしすせそ計画、地域資源の高付加価値化による雇用創造に取り組み、ソフト事業である新パッケージ事業と具体的に物作りを行う実現事業を平成23年3月31日まで実施しています。それ以降の事業継承については町が主体となって関係機関と取り組み、主なものとしては、パッケージ事業では全国的なネットワークの確立を目指し、黒潮町が主体となって日本カツオ学会を設立し、全国規模で開催されています。

そして実現事業では、黒潮印の商品開発、販売事業に取り組み、商品試作90種類を行い、中でもカツオたたきバーガーは全国放送されるなど県内外に注目されており、広めていく取り組みが検討されています。そのほかの試作開発商品についても、関係業者に資料、成果物を提供して、作品作りに生かされています。

また、スポーツ合宿、体験型観光誘致事業では、漁家農家民泊を創設するとともに砂浜トレーニングを開発し、大学や高校のサッカー、また大学のスポーツクラブの町内での合宿誘致に活用されています。

また、県の産振事業については、黒潮町地域特産品開発処理加工および販売施設が建設され、現在、製品製造や商社的機能の拠点とするべく、職員一同精力的に活用して取り組んでいるところです。

続きまして2点目、人材確保と人材育成についてどう考えるかというご質問にお答え致します。

人材確保については、雇用促進協議会により経験を積まれた職員についてのことについてということですが。職員については23年3月末で事業終了となり、それまで5名の職員の方が勤務されていました。勤務されていた職員については事業終了後においても、その成果と経験を生かして自らも自立的な雇用創造の取り組みを実施していくことが望ましいこととされ、地域での起業が期待される場所でした。しかし、自立に向けては個人的なそれぞれの事情や都合があつたことと思います。また、町が受け皿になるのは、その時々状況などがあり、難しい状況と考えています。

人材育成についてですが、21年度より高知県が進める産業振興推進計画に、当初、人材育成に係る計画と予算が組み込まれていませんでしたが、1年経過の県民アンケートで産業振興計画推進に対して、充実すべき県の施策は人材育成であるとの回答が最も多く、今までの取り組みの最も弱かった部分はこの人材育成であると多くの県民が感じており、2年目から人材育成事業が実施されているところです。

また、産業振興推進に係る人材育成は、これまでのように講義中心の聞く一方の研修ではなく、講義と並行しながら現場経験を積む研修により、これまでの人材育成が広く浅く研修体系になっていたために成果が表れにくかったことを考えると、この際、少人数で現場経験を積む、狭く深くの研修体系の実施が求められると考えます。それらのことも踏まえ、産業推進室としては平成24年度より黒潮町産業振興推進総合支援事業、また、黒潮印ブランドさしすせそ商品認証事業を実施して、現場経験を積む人材育成の取り組みを実施しているところです。今後も補助事業を活用しながら、町内の人材育成の実施に取り組んでいきたいと考えています。

続きまして3点目、特産品開発を将来どのように雇用につなげていくかについてのご質問にお答え致します。

先の質問で人材育成についての答弁をさせていただきましたが、平成24年度より黒潮町産業振興推進総合支援事業、黒潮印ブランドさしすせそ商品認証事業を実施して、現場経験を積む人材育成に取り組んでいます。将来はこうした方たちに特産品で起業をしていただき、町内での事業展開を図っていただくことを目的に支援しています。なかなか一挙にというわけにはいかないと思いますが、将来は町内でこうした起業家を増やしていくことで、少しずつでも雇用の創出が生まれてくると思います。

今年度から取り組みを始めたばかりで、まだ種をまいたばかりです。花が咲くまでには時間もかかるかもし

れませんが、今後も官民一体となって根気よく取り組んで、起業創造者を育成支援して雇用創出につなげたいと考えています。

以上です。

議長（山本久夫君）

小松君。

1 番（小松孝年君）

急きょ3つ一緒にしたので、ちょっと大変やったと思いますけれども。

まあ本当にさっき、最後の方にも出ましたけども、人材育成というのはやっぱり時間がかかります。だから、そういったせっかく今まで補助金使ってですね人材を育成してきたこと無駄にしないように、それにつなげていくような、やはり常にそういう考えで補助金の使い方はやらないといけないと思いますし、それが有効な補助金の使い方やないかと思えます。

まあ、室長も昨日の下村議員の答弁の中で、いろいろと人脈も増やして行って頑張っているみたいですけども、ほんとに役場の職員がすべてやるというのはなかなか難しいことだと思います。ましてや、ほかの仕事もたくさんあると思いますので。それに没頭していければいいがですけども、まあ、こういう話は昨日も出ましたので、もうここでやめておきますが。

それではですね、最後に町長にまたお尋ねしたいと思えますけれども。

まあ補助金の種類はね、いろいろと違っていてもですね、さっきの質問で言ったようにですね、将来見据えてですね関連付けていくことが補助金を有効に使うことじゃないかと思っております。黒潮町の利益につながっていくのはですね、まあそういうふうな補助金を、もういうたら有効に利用していくというのが大事ではないかと思えますけれども。

それと、さっき言いました人材育成や人材確保はですね、まあ現在の今のことだけを考えるのではなく、さっき室長も言っていましたけれども、人材育成、時間がかかります。将来のためというのは言うまでもないかとは思いますが、せっかく黒潮町で育った人材を町内にもう1回呼び戻すような気持ちはないかということ質問したいと思います。

この人材にかんしてはですね、まあ何かに例えて言えばですね。まあ例えば映画なんか作ってますけども、その映画を、まあいうたら売れる映画というか、みんなはやる映画なんかはですね、やはりそのバックミュージックとか効果音なんか素晴らしいものを使っております。それによって、その映画の価値が変わってきたりもします。そのバックミュージックとか効果音が、やはりその人材ではないかと思えます。ほんとにいつも、さっきも出しましたけれども、自分はいっつも思ってます。まちづくりの基本は人づくりだと思ってますので、そういった点で何を質問しているかというのがは分からなくなったと思えますけれども、まあ黒潮町で育った人材をですね呼び戻すことは、考えはないかということと。

それから、補助金の使い方はいろいろと各部門あると思えますけど、そういうがを関連付けて将来のために役立っていくような考えを持っていただけないかということですので。

いきなり振ってすみませんが、よろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず、人材を呼び戻す気はあるのかどうなのかというご質問でございます。きっと特定の方を指されてお話をいただいていると思えますが。あまり過度に、その局所的にこだわるとちょっと失敗するのかなと思ってます。

昨日も下村議員のご質問にもご答弁さしていただきましたように、幅広い視野を持って最適を求めていくというのが、私たちに求められている作業なのかなと思います。これ補助金も絡むんですけれども、特産品開発推進協議会、これからいかなる経営形態になりましても、あくまでも経営体でございますので、これが維持継続、あるいは拡大発展していかなければなりません。そのためには最も必要なのは、先般申し上げました総売り上げの確保でございます。その目標を達成するために必要な人材は誰なのか、企画は何なのか。あるいは、先ほどご指摘いただきましたバックミュージックの構成要素は何なのか。それをどうやって埋めていくのかということを、これから強化していかなければならないと考えております。

いずれにしても、これも重複致しますが、あまり過度にいろんなものを背負い込み過ぎるとですね、本来最大の目的として達成しなければならないその経営の安定ということを圧迫してくるという恐れもあろうかと思っておりますので、まずは経営体として安定すること。つまり、総売り上げの確保していくことが喫緊の課題だと思っております。そのために必要な人材と必要な補助金の使い方をやっていくということになろうかと思っております。

議長（山本久夫君）

小松君。

1 番（小松孝年君）

まあ3番の所にかけてですね、三セクの問題にも突っ込んでいく予定でしたけれども。昨日、下村議員が取り上げてしっかりやってくれていますので、同じ質問になりますので、もうこのへんで次に移りたいと思いませんけれども。

特産品開発のところはですね、ぜひですね、あまりラッキョウと黒砂糖だけにこだわらずですね、まあ年間通じてフル活動できるような体制に早くして行ってほしいと思います。昨日の答弁の中でもそういうふうな計画を立てているというふうに聞きましたので、もうこのへんで次に移りたいと思います。

次は3問目です。

3問目は球場管理、施設整備についてということで、ついに出たかという感じやと思いますけれども。今までたびたび、ちょっと長ったらしく、直接は言わずにじくじくと言ってきた経過はありますが。まあ、もう直接ずばりと今回出しております。

大方球場、補助グラウンドも含む管理、施設整備について問うということで、まあ、その管理についてはですね、除草作業や溝なんかも詰まります。溝の清掃、それから排水の整備。これは、あこの排水施設がですね、一部は川向いて流れてますけど、一部は浸透式になってるという分もあります。それからグラウンドの土。これも毎年毎年、そうですね。この前、溝にたまってだけでも1.5立米ぐらいあります。まあ流れた部分を考えればですね、1年間に減っていく量というのはかなりあります。やはりそれを補充していかなければですね、やっぱりグラウンドの維持が保てない。

それから、施設の基準化というのがありますが、これはですね、まあ例えば今の大方球場はフェンスなんかもコンクリートで、昔の状況で残っております。今現在ではですね、ほんと言うたら公式戦やるにはやはり危険を伴います。ほんとに当たるとですね、コンクリートに直接当たるのですから、交通事故と同じような感じでですね、ほんとな死亡事故も起きた経緯もあります。そういったところから球場のフェンスはですね、今、ラバーを張るようになってます。そういったとこなんかも直していかなければ、もしそこでけががあったときにはもう遅いです。やはりこういう施設を持っている町はですね、そこらへんは感じていくというか、整えていく必要があるんじゃないかと思っております。

まあ、いろいろまだありますけれども、そういった施設の管理や整備についてどう考えているか、お聞き致

します。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

おはようございます。

それでは、小松議員の大方球場の管理についてのご質問にお答えしてまいりたいというふうに思います。

大方球場はですね、現在の使用状況を少し調べてみましたが、小中高、高校生のスポーツの大会や大学野球のキャンプ。それから町内のスポーツ愛好家の練習や、その試合等。それからまたこの2年はですね、今質問の中にもありましたけれども、高知ファイティングドッグスの公式試合を年2試合くらいで使用しております。特にまあ継続して使っていただいているのは、グラウンドゴルフやシニアソフトボールがですね、1年を通して週3回、あるいは2回のペースで利用されているという状況にあります。

施設の管理につきましては、基本的には町の条例に基づきまして管理をしておりますが、日々の利用面につきましては利用者にその都度の後片付けなどの整備をお願いしているところであります。まあ今、質問にもありますけれども、基本的にはこの管理体制を続けていきたいというふうに考えております。

それから、周辺の情報等につきましてはですね、必要に応じて町の方で対応してまいりたいというふうに考えております。

施設の整備の基準化ということで、ラバーの設置等も質問にございましたけれども。現在の使用状況から考えまして、ラバーの設置までの設備は大変厳しいというふうに思っております。

また、施設の整備やですね、ご質問にもありましたグラウンドの土の搬入など、町として整備していくべきものにつきましては費用の発生等もございますので、必要に応じて町の方で管理してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

小松君。

1番（小松孝年君）

ちょっと、何か答弁がちょっとはぐらかされたような感じもしますけれども。その使用状況によってか、見てもと言いますけど、使用状況は今かなり増えてると思います。前から比べると。

それと、その町の施設というか、この町内にある県の施設も含めてですね、恐らくあこの球場、補助グラウンド使ってる延べ人数が一番多いんじゃないかと思えますけれども。かなりの人数になっております。まあ延べ人数で言えばですね、やっぱり団体スポーツが使う所ですので、まあ必然的に伸びてくるのは当然やと思えますけれども。

まだファイティングドッグスのことを言うてなかったけど、先ほど言われましたけど、今から言おうかなと思っていました。ファイティングドッグスなんかの公式戦もですね行われるようになった。これはですね、今課長が答えていた答弁の中で、使用者が後は片付けとかそういうのをやってくれるというふうに言っていましたけど、ちょっとこう認識が浅いんじゃないかと。それは当然のことをみんなやっております。でもですね、そのグラウンドというのはですね、そういった、ただそこを使ったとこだけというわけじゃなくて全体的な維持管理していくためにはですね、やはりその使った人が後をやるだけではですね足りません。本当に土の問題なんかもですね、もう長年ずっと補充あんまりしてないので、もう今現在、もうほとんどなくなっております。なくなるとですね、後、そういう整備なんかもかなり大変です。まあ自分がやってるのでなかなか言いづらい

部分があるんですけど、今日は思い切って言わせてもらってますが。まあ自分もお金ももらってやってるわけじゃないので、言ってもかまんと思いますので言います。

ほんと、ファイティングドッグスが来てくれるようになったのもですね。また今日もですね、午後から女子プロ野球のチームがですね、ちょっと視察に来てくれるということで。それもやっぱりそのつながっていつてるわけです。ファイティングドッグスからの紹介で、うちの球場がいいということで視察に来てくれると、そういうふうになっております。これもまちづくりと一緒にですね、まちづくりの人づくりと一緒に、すぐにくもんじゃありません。やはり日ごろからこういうふうを整えておって、そういううわさとか、そういう口づてでだんだん広がっていくものです。

ほんとに町もその合宿誘致とか、そういうのを目指してやってるのです。そういうことを掲げてやるのでしたらですね、あるから来いという形じゃ駄目だと思います。しっかり整えて、こういうのがあるからぜひうちの球場を使って合宿をしてくださいというふうにしないとですね、そういった合宿誘致なんかも、ほんとに尻すぼみになって進んでいきません。

今までの、ほんとに、まあ黒潮町といえば大方球場ですので、旧大方からすごいそういう体制がですね悪いと思います。ほんとにそういうがをやると掲げたからにはそこを整えて、しっかり受け入れる態勢をつくることも同時にやっていかなければですね、そういった取り組みは進んでいきません。

これも例えて言えばですね、そういった家を建てるときにですね、今の状況で言うそうですね、ただ形だけつくっておいて、しっかりとした基礎ができてない。そういった状況ではないかと思います。だから今一步。まあ利用状況から見て言いましたけど、利用状況はどんどん、やればやるほど増えていくわけですね。利用状況が悪いから、少ないからやっていけないというのじゃなくてですね、利用状況を増やすためにつくらなければならないものもあります。そういったもんが、ああいう施設が典型的な例やと思います。ほんとに今まで、自分はいっぱいチャンスを逃してると思います。

ほんと、大学の合宿誘致でもですね、有名な、大学名言うてもかまんと思いますけれども。明治大学やあいった六大学のチームが視察に来て、環境はもう、ここはもう、この幡多内でも、まあ日本全国おいてもですね、トップクラスの環境やないかと思います。冬は暖かい。ほんと今の時期なんかは大方のこの球場と中村の球場へ、その日に行ったり来たりしてみると分かると思いますけど、とっても暖かいです。こっちの方は。そういう状況も整ってますし。

それから今、産業推進室からもありましたけれども、砂浜トレーニング。そういうセット、いうたらほかにないこの球場のすぐ横に砂浜がセットであると。そういうのが売り出しのために砂浜トレーニングの研究もしてきたりもしてきました。だから、そこでせつかく見に来てですね、そこで見切られるのはそういった施設の不備な所とか整ってないもんがあると、どうしてもいまいち踏み切れないというところがありますので、そういうことも今から考えてですねやっていただけないと全然前に進んでいきません。利用状況を考えてですね、使用状況ですかね。

今から増やしていこうと思うのであれば、そういうが整えていかないかんとと思いますけれども、いかがですかね。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

先ほどの第1回の答弁の方ですね、小松議員、なかなか消極的に取られたようなことに聞こえましたけれども、決して消極的にとらえてるつもりはございませんので、その点はご理解願いたいと思います。

小松議員、2回目の質問の中からも出ましたけれども。ほんとにですね、議員にある時期はほんとに支えてもらいながらの施設の管理ということは重々承知をしております。しかしながら、やはり町全体的に考えまして、施設のその、施設への投資という部分と町内への波及効果という部分も考えまして、先ほどの答弁というふうにさせていただきました。

議員からもありましたけれども、だんだんの利用も確かに増えてます。町もですねそれに基づいて、球場のトラクターの整備とか、土の入れ替えとか、周辺の整備とかいうものはですね、ここをまた以前から考えますと、相当投資してきたというふうに考えております。従いまして、決して、今も言いましたけれども、消極的な対応をしていくつもりはございませんが、やはり町の全体の予算の中で町民への波及効果というものを見ましてですね、勘案させていただいて、現状での管理というところですので。今後、施設の利用者がですねどんどん増えて、なおかつ波及効果が増えていくとなると、また投資も増えていくということにはなるかと思っておりますので、そのあたりでですねご理解願いたいというふうに思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

小松君。

1番（小松孝年君）

まあ、土なんかの入れ替えなんかも以前から比べるとだいぶやったと言いますが、以前からというか、しばらくやってなかったのが当然そういうふうになってると思います。

ほんと言うたらですね、そういう球場管理、毎年ほかの球場なんか入れ替えとか継ぎ足しとかやってるわけですね。ここの球場ほどお金使ってない球場はないですよ。ほんと、それとその管理するのも人はいません。もうほんとに、あまりにもボランティアに頼り過ぎやないかというのがあります。

球場の周辺の草なんかもですね、やろうと思えばですね、いろんなやり方があると思います。緊急雇用なんかで草を除草してくれる人なんかもおります。それも定期的にやっていただければもっと簡単にいきますので、もう何ともならんって自分が言うていって、それからやるのではなくてですね、もういついつは、この時期はこの日にやるとか決めてですね、定期的にやっていただけるような仕組みをつくってほしいと思います。

総務課だけじゃなくて、ほかに環境の方でそういう環境整備の関係の人もおりますので、うまくそういうがを利用してですね、やってほしいと思います。

それとちょっと考え方違うのは、やはりさっきもちょっと答弁の中でありましたけれども、その利用状況とか、それから波及効果とかありましたけれども、それをするために整備するんですよ。そこらへんを勘違いしないようお願いしたいと思います。そういうことを考えていったら、今の課長の答弁のようでしたら、いつまでたってもその波及効果も表れないし、いつまでたっても利用状況が増えるということはないと思いますのでね。今やっとなら、それこそ基礎をつくりだした段階です。去年も結構、土の要求をしましたけど、何かばっさり金額も切られて一切入ってないと。何でかその理由が分からなかったこともあります。やはりその現場の状況も把握してですね、ちゃんとそういう、何で必要なかというのもしっかり見てですねやってほしいと思います。

もう次の年に土入れんかったらほんと駄目ですよ、もうこれはね。まあ土だけじゃないのでぜひお願いしたいと思います。さっきの波及効果の後先ですね。昔、卵が先かニワトリが先かという変な質問しましたが、その点についてちょっと考えをちょっと改めてほしいのですが、いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

再質問のことはですね、重々自分も分かります。分かりますが、やはり基本的なところはですね2回目の答弁というふうなところで変わっておりませんので、その点ご理解願いたいと思います。

議長（山本久夫君）

小松君。

1 番（小松孝年君）

まあ、こうなると何遍やっても一緒ですので、またじっくりと課長と話したいと思いますので、よろしくお願ひします。

これで私の質問を終わります。

議長（山本久夫君）

これで小松孝年君の一般質問を終わります。

この際、10時25分まで休憩します。

休 憩 10時 06分

再 開 10時 25分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、明神照男君。

10 番（明神照男君）

議長にお許しをいただきましたもので、4点について町長と監査委員に質問致します。

まず第1点ですが、財政についてでございます。

まあ、よく言われるように、先立つものはお金という言葉があります。それで私、9月の議員協議会のときも赤字国債の発行について財政的に問題はないですかということで、ないという答弁いただきました。自分この12月のこの議会、これで20回余りになりましたが、今回ほどその来年の春、どうなるやおかという思いが強いことはありません。まあ先日、総選挙というかね選挙があつて、自民党が勝つて、これは原発の再稼働やとか、公共事業がということではございません。というのは、過半数を取った安倍さん、インタビューで、テレビの放送で、記者が笑うてくれと、白い歯を見せてくれというまで笑わざつたということもテレビでやりよりました。

まあ、尖閣と中国の問題とか、自衛隊を分離とか、まあ200兆とかいう国債。そんなことを考えたときに、まあ笑うわけにもいかざつたと申しますか、まあ安倍さんが今度の内閣を危機突破内閣というようなことを言つておるように、まあ国難と言うたら大げさか分かりませんが、一番、安倍さんが今の状況、厳しい状況を理解していると。まあ自分らがこの田舎でどうのこうの言うてもなんちゃなりませんけど、というような思いを自分は持つておるわけです。

それで、ほんまにこれ恥ずかしいことですが、この20年何をしてきたらうかという思い。そういう中で、自分、昨年東北の震災のことを思うとね、自分は大ききかも分かりませんが、この町なくなると思ふちよります。この町だけやなしに、これは宝永、安政の記録の中でも、土佐湾の沿岸ほとんどが亡（ぼう）という記録があるという話を聞きます。

それで、最近よく言われるように、これ震災から2年近くになった。ほんで三陸地方、それから原発による福島浜通りの人たちの現状を知るとき、ほんとにこの家族を失うて生き残つた人が、自分が生き残つて良かつ

たやおかというような気持ち。これはなんぼ自分らが頭で考えても、実際涙を流さんことには分からん問題やというように自分思うわけです。

そういう中で、自分らあの震災の特別委員会の資料頂いた中で、大方のよもやま話。その中に、どなたか分かりません。どなたかというか安光さんということは分かっております、のご先祖さん。160年前に、国に3年のもうけがないと、その国は国を成さずという言葉。それとともに、自分の家の復興を心配しておいでた文章が残っちょうわけです。

そういうことで、自分は町は大丈夫かよと、財政的に。財政上の問題で町は大丈夫かよという質問を再度させていただきます。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

それでは明神議員の1番目、財政につきまして、私の方から答弁をさせていただきますと思います。

縷々(るる)、近年のですね財政状況の心配をされておりました。我々も当然その部分につきましてはですね、心配をしておるところでございます。まあ、まず通告書に基づきながら答弁をさせていただきますと思いますけれども。

まず最初に出てきました、9月議員協議会時のですね赤字国債発行問題で、財務の心配はないというような答弁をしたということでございますけれども。まあ、この点で少し誤解を招いてる部分があるかもしれませんので、まず先にこの部分で説明をさせていただきますけれども。

この協議会でですね、赤字国債発行問題で心配ないと言ったのはですね、平成24年度の赤字国債発行法案の成立時期が遅れることによってですね、普通交付税の交付が通年であれば11月上旬に交付されるものが伸びたことによる本町への影響はないかとのことに対しましてですね、まあ本町の資金繰りの心配はないという答弁したものでございますので、そのへんよろしくご理解をいただきたいというふうに思います。従いまして、来年度への影響ではないということでございましたので、よろしく申し上げます。

次に、次年度の予算関係の心配のご質問でございますけれども。この衆議院の解散によるですね来年度への影響でございますが、このたびは自民党が大幅に議席を増やしたところでございますけれども。政権政党が変わろうと変わるまいとですね、本町の収入、いわゆる歳入の大部分を占めている各種譲与税、また交付金、地方交付税、町債等につきましては法律等で定められた事項でございますので、基本的には急激な変化はないというふうに思っております。

しかし、これらの歳入の基となるのは税金でございますので、議員からもありましたけれども、尖閣諸島の問題で中国とのですね経済環境が悪化しておることや、また円高問題などで景気が悪い状況が続いております、その点については大変心配をしておるところでございます。

また、今回の選挙ほどですね税の配分方法、とりわけ交付税制度が議論になったことはないのではないかとこのように思っております。そして、補助金の一括交付金化の拡充や交付税制度の見直しを政策に掲げた政党もございましたので、本町のような財政基盤の脆弱(ぜいじゃく)な所は決して楽観視してはいけないというふうに考えております。

さらに、個々の補助事業につきましても、多少変化が出てくるのではないかと予想をしておるところでございます。どうしても補助金、税金がですね下がってまいりますと、こういった補助事業等にも影響が出てまいります。しかし、特に本町はですね、現在、南海トラフ巨大地震への対応のスピード化というのが求められておまして、このへんがですねどのように変わっていくのか大変心配をしておるところでございます。従って、新

政権が誕生すればですね、引き続き地震関連の要望、提言等を積極的に国へですね、していかなければならないというふうに考えておるところでございます。いずれにしても、来年度の予算編成に当たってはですね、今後の国、県の動向に十分注視してまいらなければならないというふうに考えております。

今回の選挙で自民党が大幅に議席を増やしてですね、先ほどもありましたけれども安倍自民党総裁はですね、25年度の予算編成が大変遅れるという話もありました。しかし、その遅れる関係もあってですね、年が明けたら景気対策などを考えた大型補正予算を組むといったことも言っておりますので、本町と致しましても特にその防災関連の件につきましてはですね、そういう補正が組まれましたら前倒し等も検討してまいりたいというふうに考えておりますので、議員の皆さんにおかれましても、今後ともご支援ご協力、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

私、先にも聞いていただいたように、自分らがどうのこうの言うて、どうのこうのなる問題やないいうことは理解しております。

それと、まあ自分の経験いいますか、体験いいますかね、戦後、終戦からいろいろな何とか景気、かんとか景気いう景気もあって。ただ、田舎はなんぼ都会が景気がええ景気がええいうても、その恩恵いうか、なかなかあずかれん。その代わりと言うとおかしいですけど、景気が悪いいう時期が来ても、都会の人はたいちゃ困りようつぜねえいうような話を聞いても、ありがたいいう言葉は適切でないか分かりませんが、田舎にはそれほどのね。これは自分の感覚、金銭感覚いうか、財政の考え方でしたけど。うるそうになることはなるけど、都会人が難儀な難儀ないうほどの厳しさも田舎はないがやないかないうように自分は受け止めて、まあ今まで来たわけで。

ほんで今回、先ほど副町長のおっしゃるようにね、まあ本来やったらこんなこと言うたらまたあれになりますけどね。まあ細川さんのときに1回やったいうことなんですけど、この12月の翌年度の予算を考えようときに解散いようなことは、通常やったらなかったことやと思うがです。過去にも1回しかないいう話ですきね。そんなときやきに、国がそんな問題抱えちようきに、当然、田舎、地方にもいろいろな問題が出てくるのは、これ自分しよないと思う。

それで、先への話と矛盾しますけど、最近はもう行政の財政にしても、それから民間の仕事にしても、昔と違って国の影響が、それから日本そのものが、自分言うまでもないですけど、まあ国際的なねアメリカの問題、ヨーロッパの問題、いろいろな問題が今出てきてやきに、あんまりのんきにもしてはおれんとは思うがです。

そういう中でね自分思うのは、これもまた後の問題にもなってきますけど、元はお金の問題。情報基盤の事業が、初めは17億いうのがどんどんどんどん大きくなって20億になった。それはそれで国のお金も来るから、まあ、いうことも言えます。しかし、初めその管理費7,000万言いよったが、大方倍近うになって。そういうことがこれからよ、後、どうなるろうかというように思ひを自分は持つておるから、来年度の予算の問題も含めて、来年以降の町の財政、それとともに、町民の皆さんの懐がどうなるろうかという思ひ。まあ自分にはそういう思ひがあるから、ここへも書かしてもろうちよることですけど心配なということで質問させていただきました。

それで、副町長が9月のときのあれは、自分は別にあのことでどうのこうのはございませぬから、まあ、あ

あいう親切に答弁いただいたことはお礼申しますけれど。

いうことで、要は町も含めて。これから黒潮町、個々のね皆さんの問題が、まあ何回も出てきたことですから、高齢者の年金なんかで生活されている方の問題とか、まあ保険の問題からも出てきますけれど。それと、先ほど副町長のご答弁にもあったように、消費税、税の問題ね、これもまあどうなるか、まだ分かりません。一応、分からんが話を聞くと、やっぱあの三党の民主党、提案で三党の合意をしたことやきにやらないといふというような話がテレビらあでも出ておりますが。そういうことも含めて、町長、これからうちの町も含め、それぞれの皆さんのそういう問題、どんなになるろうかというように自分は気になるもので。

ほんで、まあ大ざっぱかも分かりませんが、一応、ここには来年度の当初予算ということでは出しておるがですけど、再度そういうこの負担の問題からも含めたときにどうなるかということについて、再度質問致します。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

ご心配いただいておりますように、ここ数年は身の丈に合った予算からかなり膨れ上がりまして、大規模な一般会計の予算、あるいは支出となっております。当然、町と致しましては、全体のフレームの中でさまざまな財政指標を参考に、あるいは抑制傾向もこれからは強めていかなければならないと考えてございます。ただ、そのときそのときに出てくるさまざまな課題がございまして、それには積極的に対応していかなければならないと、そのように考えております。

今年、もう相当の規模になりましたが、例えば防災なんかは少し無理をしてでも前倒しでやっていく必要がある事業だと思っております。そういったさまざまな要因が絡みまして、ご心配いただいております財政状況でございますが。

繰り返しになりますけれども、さまざまな財政指標をしっかりと拾い上げながら、適切な財政運営を心掛けていきたいと思っております。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

この問題はね、先に自分聞いていただいたように、自分がどうのこうの言うてどうなる問題でもないことではありますけれど。ほんまに、まあこういう言い方はまたおかしいこと言わせてもらいますけれど、現実にもなるようにしかならんと自分は思うちよるがです。これは、が、それじゃいかんという思いで質問をさせていただいたわけです。

はい。これはこれで、ほいたら次の2点目の入札の問題について。

これ入札と申しますか、らっきょうの問題ですけどね。これもまたあれですけど、町長ね、山岡さんですかね、徳川家康に、大将とはつらいもんやと。やりにしても、水練にしても、まあ武芸も1番やないといかんと。けど、楽しみは一番後ぜよというようなことを書いちゃったようにずっと記憶しておるがです。

ほんで、このらっきょうの問題も大西町長には、いうたら何の関係もなかった問題やったと自分は思うがです。しかし、この町の大将やきね、町長は。そういうことで、このことについては逃げるわけにもいかん。ほんで自分らも、自分も聞かんわけにもいかん問題で。

ほんで、これにつきましては、10月の25日に尾崎知事、それから26日には、国交省による国と県の発注工事の談合問題が出て、建設関係30数社と申しますかね、指名停止とかいろいろ問題が出てきました。

自分はね、よく談合とか世襲とか、悪いことのように一般的には皆が言いますけどね、自分悪いことやないと、自分は思うでしょうが。自分らが、馬の合う者同士が話し合うことを談じ合う。これ談合ですきね、そのいうたら。ただ、なぜ問題になってきちゃうかいうことは、本来やったらみんなのために話し合わないかんことが、ある一部の限られた人の、まあ、ざっくばらんに言うたら懐へはめる話になってきちゃうきに、あの談合という言葉が指弾され、来たと思う。

それから、世襲にしても。まあ、ここに直接関係ないですねんどね。自分ね、親の跡を子どもが継いで、なぜ悪いやおと思うがです。よく言われる、子どもは親の背中見て育つという言われるにもかかわらず、これも結局、まあ、これは今度の選挙でも自民党、民主党、世襲がいいやら悪いやら、昔の政治家いうたら井戸と堀が残った、それが政治家や言われよったがが、今は蔵が建ついうたら大げさかも分かりませんけど。

ほんで自分、おとついの選挙でね、勝った人が万歳万歳言いよったね。あれね、今度の選挙で一番問題になっちゃうかが消費税とか原発とか TPP。あの人ら、消費税が上がったというて困る人おらん。TPP でいろいろな問題が出てきたいうてもよね、そんなに困る人おらん思うがです。原発にしてもよう言われるように、あの代議士の人が家族を連れて。ほいたらわしゃあ、原発設置のどこへ移転して、そこで生活しますいうようながやったら分かるけどよね、そんな人、自分おるかおらんか分からんけど、たいちゃおらんと思う。そんな人らが万歳万歳いうてね、手挙げて喜びよう。そこに自分は今の日本の政治の問題が自分はあると思うて、そういうことで。

ほんで、この入札のその談合問題にしても、自分らのらっきょうの問題にしても、別に談合とか何とかいうことじゃないがですけど。あの業務について。ほんでね自分、先にの今年 10 月 25 日ああいう問題が出たが、もし 1 年早うに出ちよったらよ、ああいう問題が。そいたら、町は自分ら訴えるようなことしたろうかと。いうのは、あの問題について一部の新聞には、行政いうか県にも。県の責任もあるがやないかと、今までそういうことをそのままにしていきたいような論評があったもんで思うたわけです。

そういうことで、自分この問題については、まあ今 3 点についてでございますが。

再度お聞きしますが、9 月の自分の質問で瑕疵（かし）はないですかと聞いたときに、瑕疵（かし）はないというご答弁いただいておりますけど、ほんとに瑕疵（かし）はないと町長思うちよりますかね。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

明神議員の 2 番目の質問につきましてお答えさせていただきます。

先の入札にかんしてですね瑕疵（かし）はないかということでございますけれども、瑕疵（かし）はないというふうに思っております。

それでまあ、今それだけで、最初は質問はそれだけでありましたので、そういうことで 1 問目は答弁させていただきます。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

まあ、浪花節やないけどね、武士に二言はないという言葉があるように、瑕疵（かし）がないいうて言うて、それをありました言うわけにもいかんとは思いますがですけど。

自分お聞きしたいがはね、あの判決文。その中で松田裁判長は、原告執行部の一員である、まあこれ申し訳ないですけど、もうあれも出ちよるわけですきに。植田、宮地、両証人の証言は信用できないと言っておる

がです。これ、民間会社のよ民間人がよ言われても、それはまあ許してもらえるかも分かりません。うそ言うてもね。うそ言うたがは、これは言い過ぎが分からんき、そういうように言われても。けんど町長ね、これ、地方とは言うても公務員である町長の部下が言われた。

それで町長にお聞きしたいがです。この裁判長が信用できないということの意味。これを町長はどういうように理解しておりますか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

さまざまな検証を行ってですね、それが間違いであるという指摘を受けたとは思ってございません。

今回ご指摘いただいた信用できないというのは、信用するに足り得る証拠の数が少ないと、そういったことからこういった言葉遣いをされてるということでございます。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

これ、先に自分聞いていただいたようによね、自分らが、おまんの言うことは当てにならんきねいう話とは違うと自分思うがです。これは。そこに自分は問題があると思うがです。町長がおっしゃるように証拠も少ない。言われりゃあ、そうかも分かりません。しかし、判決とした文の中にそう言われちよるがです。

それで、まあ今、町長が自分のお聞きしたことに對してよね、証拠が少ないきいうことでこういう問題が出たがやと、そういう判決、文言が出ちよるがやということで町長は済むと思いませんか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

少し、その次のご質問とも関連するかも分かりませんが、基本認識はこれまで申し上げてきたとおりでございます。

さまざまな事案をすべて考慮されて、司法の方が判決を出されたと。それに対して、指示された責任を明確にして処したと。ただし、それでも残る道義的責任があるかと思うので減俸対応をさしていただいたと。これが基本認識のすべてでございまして、今回この中身についてですね、ああでしたこうでしたというのは少しこの場で行われるのは少し適切ではないのかなと思っております。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

昨日も同僚議員のこの問題の質問のときに議長からね、もう法廷で結論の出た話いうか、やからということでの注意もいただき、まあ自分もそれはそれで理解しておるわけですが。まあ、今のようなやりとりをいくらしても前へ進む話やないと思うもんで、次に移ります。

主は、この次のあれは昨日も出たことやったもんで、もういいと自分は思いよったがですけんど、まあ1番の問題でそういうような町長のご答弁ですから。

ほんで、これも昨日も出た話ですけんど、自分らのね感覚から言うたらね、まあたまたま先ほど町長が減俸の問題出ました。道義的責任。自分らの常識から言うと、その道義的責任という言葉が、そうやねというようには思えんがですが。

その町長が道義的責任という言葉を使う根拠はどこにありますか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

昨日、答弁申し上げたとおりでございます。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

昨日聞いたことでございますから、いうことで自分も質問させていただきました。今これも自分が再度質問しても、先ほどの答弁と変わりません言われたら前へ進む問題やないですきに。

が、私も含めて私らは納得してないし、町長には申し訳ないけれど、言葉は悪いですけど、それくらいの人かなあと思わざるを得ません。分かりました。

それで3点目の、今回の訴訟事件について監査委員のご見解をお聞き致します。

この件につきましては、私たちも皆さんにはいろいろお手数をお掛けしまして申し訳なく思っております。が、この問題は、これはまあ前執行部でしたけど、初めに。これもまた繰り返すみたいな発言になりますけど、場合によったら出るとこへ出ますよという公文書を自分ら頂いたがです。そんで自分ら言いました。自分は言うた。そりゃあ執行部が訴えるいうがやったら、自分らそれ受けて立たないかんねえと。なんぼ自分らが嫌や嫌や言うたち、相手が訴えるいうがやきね。いうことから始まりました。

それで、まあ執行部、副町長、何回かやりとりをした言います。確かにしました。まあ申し訳ない、自分はようその場へは出ておりません。ほんで、直接自分聞いたがやない。が、同僚の話では、町はね、なんぼやち銭あるぜよ。おまんらそれでけんかできるかよ。けんかできるかよいうことは自分の言う言葉です。証人は立てれるかよというような言葉。

ほんで自分らもね、去年、おとどしになったかね、その訴訟の前、12月の20日ごろやった。議長も入って来て、いうことやきに。せっかく議長もそういうて心配してくれよらあ。そうしたら、歩み寄りの取り組みをせないかんねえいうことで話を決めました。

が、結果として、問題がこうなる形やったのか。まだ執行部は訴える考えを持ちよるいう話が出てきたわけです。ほんで、自分言いました。あていはこれやったらいかんいうて。自分らは歩み寄りをせないかんねいうて話ししよるによ。そこへね、まだ訴えるいう執行部の考えがあるいうがやったら、あていはいかんぜよいうことで、最終的にこういう問題が出てきました。そういうことで。まあ、いろいろなことは9月にも言わしていただいたわけですから。

ほんで、監査委員にお聞きしたいのは、1つはこのような訴訟の問題が監査になじまんもんかどうか。

それと2点目が、その先ほど町長のお話にもあった、ご答弁にもあった減俸の問題と費用弁償の関係。

それと、先ほど町長にお聞きしたことですけれど、この今回の訴訟の行為を道義的と監査委員も理解しておいでるかどうか。

3点についてお聞き致します。

議長（山本久夫君）

代表監査委員。

代表監査委員（金子良一君）

おはようございました。

ご質問に対して答弁に入る前に、一言お礼申し上げます。

大変、本日は貴重な時間を私のためにお借り致しまして、先ほど全国の協議会から表彰の伝達式をさしていただきました。非常に栄えある場面をいただきましたことを厚く御礼申し上げます。

それでは、明神議員さんのご質問に対しまして、3点についてご説明申し上げたいと思います。

第1点が、本件が監査の対象になるかどうかと、こういう視点でございしますが。

私の考え方としては本件の原因が政争の要因による訴訟でありまして、政争についての議会での政争に対して行政の監査委員が監査する、介入する余地があるかどうかということについて考えた折、これは監査の対象にならない。あくまでも政争の場でございしますので、監査が介入すべき筋合いのものではないと理解しております。と同時に、今回の事件につきましては、既に裁判で判決が出、確定をしておるわけでございます。で、その判決の内容につきまして、最終的に要約してみますと第1点が、被告らは原告が不当訴訟である本訴訟を起こし、それが地元のマスコミに取り上げられ、名誉棄損されるなど、精神的な苦痛を被ったことは認められる。

第2点として、ただし、原告は被告の政治的言論を封じる目的で本訴訟を提起してないこと。また、本件の記事の基礎となった被告の認識には事実誤認が認められると。

こういう2つの理由から、判決で損害、いわゆる被告に対する精神的な慰謝料として、一人当たり10万円。また、この原告の不法行為の相当因果関係に当たるところの弁護士費用として、被告一人当たり1万円。計の一人当たり11万円の損害補償を支払いしよという命令を受けております。

監査委員としては、ここに至ってはこれを適切に実施し、処理されることを望みます。

第2点目、本訴訟にかんする費用に公費を充てるか、ことについての適否でございすけれども。これにつきましては、本訴訟に対しましては、平成23年1月の10日（後段で金子代表監査委員より「19日」に訂正の発言あり）、いわゆる民主主義の原則をもって、議会によって議決されて提訴したものであります。だから、これを執行するに当たりて、議会の決められたことを執行部が行った関係上、これを使う道は、公費は当然と考えられます。

また、国家賠償法の第1条にも、国または公共団体はこれを賠償する責任があるという、公務員が過失をした場合には、当然、国または公共団体は補償せよと。こういう、法律に明記がございす。

また、この第1条の2項に、公務員が過失または重大なる事故を起こして損害を起こしたときの求償権ですか。いわゆる国または地方公共団体がその公務員に対して請求する権利。これについて制限を与えておるわけでございす。

これはなぜそういう制限を与えてるかという、いわゆる地方公務員というのは、いわゆる膨大な損失のリスクを背負いながら公務公権を執行しておるわけでございす。このために、その公権執行について、いわゆるその萎縮性を生じないよう、活動に萎縮性を生じないよう、公務員に対してはある程度緩和しております。この点が民間の会社、団体の職員に対する請求権とおのずから違っており、いわゆる重大なる故意または重大なる過失のない限り、公務員に対して請求権はないということになっています。

よって本件は判決にあるとおり、いわゆる原告は被告らの、いわゆる政治的言論の封じる目的で、この本訴訟を起こしたことでないということと。

もう1つは、被告がこの記事の基礎となった、記事に対して事実誤認が認められるという判決文がある限り、重大なる過失とは認められません。

よって監査委員としては、この費用を公費として支出することを適当と考えられます。

3つ目でございす。

議会の承認とはいえど不当に当たるところの、いわゆる行為を行い。それにつきましての、いわゆる執行者の道義的責任というのは、これは議会の承認を受けてやったとはいえ不当行為でありますから、当然のこと、あると認められます。しかし、その行為に対しまして、過日議会におきまして、いわゆる減俸という罰則規定を、処置しております。罰則規定を科することと同時に、これを今後経過をしてみますという、誤認を受けた制度、いわゆる入札の仕方等につきまして、相当の改善の余地も見られるわけでございますから、行政施政者として当然の任務を果たし、道義的責任を果たしたものと認められます。

以上のとおり監査委員としては、本件については見解を持っておるわけでございますが。ただし、いずれにせよ本件のような不祥事を起こすということは、行政執行上非常に停滞を起し、損失を与えるということから、今後再びこのことがないよう、いわゆる行政運営に細心の注意を図り、あるいはまた、不祥を起したところの制度を即時改善すると同時に職員全員の意識改革を致しまして、再びこのようなことを起こらないことを厳重に申し添えて、監査委員の所見と致します。

以上です。

議長（山本久夫君）

監査委員。

監査委員（下村勝幸君）

休憩をお願いします。

議長（山本久夫君）

暫時休憩します。

休 憩 11時 14分

再 開 11時 15分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

代表監査委員。

代表監査委員（金子良一君）

日にちを違うちよったようでございます。

1月10日と申しましたが、1月の19日ということでございますので、よろしゅうお願いします。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

自分、申し訳ございませんでした。

いや自分ね、監査委員長さんに質問する前に、先ほどの受賞のお喜びを申し上げないかと思いましたが、けんどうっかりしちよりまして、委員長さんから自分らに対してお礼いただいたわけですけど、どうもすいませんでした。

今、親切に専門的な部分も含めてご答弁をいただいたわけございまして、委員長さんの今お話のように、恥ずかしい話ですが、専門的なことは自分は分かってないです。ただ、自分お聞きしたのは、行政に対する監査委員のお仕事が会計監査、行政監査というにあると思うのですが。これでお聞きしたのは、結局、まあ執行部には申し訳ないですけど、あの訴訟によって、黒潮町ええことしたねえというような受け止め方をしてくれた人はそんなにおらんと思うがです。これは、ほいたら、そういう行政に対して、まあ監査の立場でいう思いがあったもんでお聞きしたわけです。そうしたら今のお話では、そこまでは踏み込めれんというようなご

答弁やったというようにお聞きしました。それは先ほどもお断りしたように、自分、専門的なルールというか法的なあれが分からんもんで、まあ委員長さんのそういうご見解やったらご見解としてお聞きしました。

その中で、この事実誤認という言葉が。これも、もともとこの問題については自分ら7月31日にああいう判決が出た後で、もう自分らは結果はともかく、何にも言わんとおろうねという話をしちよりました。が、8月の町長からいただいた行政報告の中にこの文言があって、それを課長からそういう説明があったもんで、それで自分は全員協議会の中で、自分らも当事者ですけど、その森さんからどうのこうのいうことはこれは言えんと。言えんきに、自分が言わしてもらうがいうことで言わしてもらうたわけです。そのあれがなかったら、自分9月にも、今もこういう質問するあれはなかった思うちょう、自分は。が、そういう問題が出てきたから、先ほどの瑕疵（かし）の問題にしても言わしてもらうたわけです。

そういう中で、まあ、これは質問というかお聞きしたいのは、先ほどの事実誤認にしましても、裁判長は執行機関側の証言。それから関係する業者の証言。それらは、関係する業者の証言はあいまいで分からんと。それから、執行部による証人の証言は信用できないという表現もあつちよるわけです。その基になったのが、初めにその森さんがそういう問題というか現象を見て。それで、それが10月。それから11月に臨時議会があって、それからが問題な。

ほんで、そのときに執行部は森さんの発言に対して、問いに対して明確に否定してないと。そういうことが結局、まあ私、自分らもそうでした。これ執行部はよう、そうやないいうことよう言わんと、言わんと。言わんいうことは、これやっぱあ後ろめたいところがあるがやないかよと、あるがやねえということでこの問題が出たわけで。ほんで、裁判長もそのときになぜ明確にそやないと否定しなかったかということも書かれております。

それと、まあこれもあれですけど、自分らの言うことは、言うたことは議事録に基づいての発言でした。が、執行部からの発言。議事録に基づいてになってくると、おかしいことがいっぱい。まあ、いっぱいいうかね、出てきた。第一、入札の問題にしたら、この町の入札の心得の中には、入札する時間、場所、ちゃんとこの出ておる。にもかかわらず、敷地内におったら認めちよういう発言もある。

ほんで、まあ、いろいろなことをお聞きしてもいきません。それから、監査委員としてそこまで踏み込むわけにはいかんというのであれば構いませんけれど、監査委員として、そういう形で入札をしていたことについてはどうお考えになりますか。

議長（山本久夫君）

監査委員。

監査委員（下村勝幸君）

それでは明神議員の今のご質問について、監査委員の立場からお答えをしたいと思います。

まず、この件については、先ほど代表監査からもお話ありましたが、もう既にですね判決が出された以降、控訴期間内に本訴原告および本诉被告、反訴原告および反诉被告のいずれかからも控訴がなかったことから、判決はもう確定となっております。

ですので、今、明神議員がいろいろその裁判の中でのやりとりであったり、いろいろなお話をされましたが、我々監査委員としましては、その事件の経過の適、不適について、ここで我々が見解を述べることは厳に慎むべきであると、そのような立場から、今のご質問には答弁をしかねる部分もありますので、控えたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

まあ、そういういう。いや自分、そうしたら、このらっきょうの問題にかんしての質問であるから、これはもう裁判所で終わっちゃうと。終わっちゃうもんで、ここで聞かれてもいうお考えかなと思うがです。

ということは、そうしたらまあ、またこれできたらね、自分らもね、自分自身はもう 12 月で終わろと思うておったがですけれど。そしたら、このらっきょうとは別の所、のけたとこで。そしたら行政がこういう入札をした、今までずっと入札をしてきたと思うがです。応札者がこの敷地内へ入っちゃったら、仮にその入札室に遅れてきても入っちゃった言うたらよ認めてよという、その今までの町のやり方。そういうことについては分かりました。もう次というあれで。

それで、分かりました。

それじゃあ、先にも聞いていただいたように、その場合によったら、今言う監査委員のお仕事として、今までの町のそういう入札の仕組み。仕組みというか、まあ結果として裁判長もそういう問題なんかがあったもんで、今回の訴訟、まあ却下というような。もともと目的の違いはあったにしてもいうことですから、監査委員に対しての質問はこれで終わります。

続いて、3 点目の高台移転の問題です。

同僚議員からこの問題、何点、何人かまあ質問もあったわけですが。確かに自分、これも去年の 6 月の議会から。そのときは庁舎の移転の問題から始まって、自分は庁舎を移転するとともに、やっぱこれからはもう町そのものの高台へのということを考えないかんがやないろうかという思いで質問させていただいたことですが。それから後、まあ執行部としても、少しずつと言うと失礼かも分かりませんが、そういうようなお考えの中で取り組みが始まっておるように思います。そういう中で自分思うのは、そう簡単な問題やないもんで、お金も掛かる。町長以下皆さんの、執行部の皆さんのご答弁も分からんことはないとは思いますが。思うちよります。ただ、まあこれもいうかね、この公共事業に関係すること。

まあ、たまたまこの間もなく、今度の日曜日で終わる清盛のあの福原への遷都じゃないですけど。明治のときの大阪市、後藤市長さんが、そのときの市の予算が 2,000 万。その 2,000 万と同額のお金を掛けて築港を、大阪の港を築いた。それが関西の発展の基になったとかいう話。それから、これも同じように関東の大震災の後の東京の問題。それから戦後の話。あの名古屋の 100 メーターの道路。結局、自分はそれが行政というか、政治というか、の仕事やと思うがです。ほんで、今言うように通常の、まあ通常言うたら失礼かも分かりませんが、普通に考えたらなかなかそんなことできるもんかというような、できんことを今はせないかんときになってきておるように自分は思います。

ほんで、まあお聞きしたら、自分らの近く。ここへも書かしてもろうちよるように土佐清水、これ三崎、あの平野部落。これ元参議院の平野先生に、たまたま自分同じ平野やもんでお聞きしたら、いやあれはね、自分らの先祖やいうて。ほんで、宝永のときにあの上へ上がっていたというように、うちに、自分らのところにもそういう、まあ先例いうたらあれですけど、事例があるわけです。

そういうことで、まあ午前中にもありました、検討していうようなお話がね。ただ、これ申し訳ないですけど、何か自分は意地が悪いきそう聞こえるかも分かりませんが、やるためにどうしようかやなしに、やらんための言い訳みたいによ、できん、そんなに聞こえるがです。

申し訳ないですが、町長、基本的な。これ前も自分質問さしてもろうたことですけど、基本的に今はできんかも分からん。けど、黒潮町としてはこういう構想を持っておるといものを聞かしていただきたいと思えます。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず、通告書に基づきましてご答弁させていただきます。

これまで数次にわたって職員を被災地に派遣してまいりました。今年度におきましても、年度当初には情報防災課長ならびに担当者を派遣し、現地消防署、あるいは市役所で100項目を超える内容についてヒアリングをしてきたところでございます。これは5月の10日に公表した黒潮町の防災的な基本的な考え方に生かすことができたと考えてございます。

また先月は、まちづくり課長ならびに建設課長、担当者を派遣し、その際に国土交通省東北地方整備局に大変お世話になったところです。現在、防災事業ボリュームが膨らんでおり、マンパワー不足であることはこれまで申し上げてきたところでございまして、そのための労力軽減を図ることのできる新たな契約形態についてヒアリングをしてきたと、これが主な目的でございました。

いずれにしましても、私たちは先進地に学ばなければならず、また、これからは復旧から復興へと進んでいくまちづくりを事前防災という観点から参考にさせていただかなければならないと考えてございます。

また、ご質問の中にございました、まちづくりの全体構想というお話でございしますが、これもたびたびご答弁申し上げます。現段階において、それを発表する段階にないと思っております。この答弁にもございましたように、現在、防災業務、かなりのボリュームアップとなっております。これらを適切に処理していく。これがまず、私どもに求められている仕事だと思っております。

現在抱えてる個所数につきましては、これまでだんだんに申し上げてまいりました。それをいかにこれを執行していくか。まずはこれに全力を挙げたいと思います。なぜならば、現在抱えてる私どもの業務は、ほとんどがその命を助けるためのインフラ整備でございまして。まずこれが徹底することが第1フェーズで最も重要なものであると思っております。しかしながら、それ以外の協議をしてこなかったのかということもございまして、そうではございませんし、また、やらないための言い訳ということも指摘ございましたが、これも認識に誤りがございまして。我々は本気でやろうと思っております。そのために制度改正を国に強く訴え、ならびにアバウトな制度改正の訴えではなくて、ここをこうしてくださいという具体的な表示をさせていただいております。それらは必要でございましたら、後ほど提供させていただければと思います。

いずれにしましても、まちづくりの全体構想となりますと相当の時間がかかります。5月の10日に1次公表として出さしていただいた黒潮町の防災業務のロードマップの中でも、向こう30年、いわゆる長期計画の中でこの構想策定、あるいはこれを実施していくとなつてございます。これをいかに前倒しできるのか。それは現在抱えている防災業務をいかに適切に、かつ迅速に処理できるかに懸かってございます。そういった観点から、5月の10日の1次公表をさらに精度アップし、1月中には2次公表をさせていただきたいと考えてございます。その中では基本的なまちづくり構想。これはまだ基本的な部分になろうかと思っております。その部分の構想策定スケジュールをおおむね決定したいと考えてございます。しかしながら、全体の構想をご提示させていただくには、もう少し時間を要するところでございます。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

まあ自分もそう簡単でない、この高台移転ということはね。簡単でないことは分かっております。が、簡単でない問題やき自分はやらないかと。

それで自分、あのまちづくり、初めにも聞いていただいたように、まあこれ30年のうちに来るかどうか分かりませんけど、一応今までのデータというか記録からすると、まあ30年以内に地震、津波来るという予測の中で、そのときのためにどうせないかんかと。どういう取り組みをしておくべきかという問題が、自分は一番大事な問題やというように思っておるところでございます。

それで、まあこれはいろいろ、町にしても、個人にしても。先ほど午前中、まあ今も午前中ですけど、あの同僚議員の、移転するにしてもなるだけ国の助成をいただけるような仕組みの中でいうことも生かさんといかんとは思いますが。が、国がそういう制度を下ろしてくるやなしに、町長が県、国へそういうことで出掛けておいですることも理解してはおりますが。なお一層、そういう形の中で取り組むべき、自分は問題やと。

ほんで、よく耐震の問題らを言われておりますが、中には、耐震の工事したち地震が来たら崩れる。崩れざっても津波が来たらないなと。ほいたら、まあこれ個々の問題ですけど、したち意味ないがやないかというような考え。それから、昨日、おとついの同僚の質問にもあったように、もう。まあ大方はともかく、佐賀の町におっても、家建っても、もういかんことは分かっちゃおうきいうことで、危険のないとこ。地震は避けることでできませんけど、津波は避けろうとしたら避けれる。そういう取り組みをもうここで始めておる。これは自分、9月にも聞いていただいた。自分にしても、もうあそこへ冷蔵庫置いちゃったこれはいかん。津波に心配ないとこへ持っていかないかんねという個々の取り組み。それはあくまでも個々の取り組みやもんで。

そういう中で自分、まあ町長に先ほどもお聞きしたのは、今の町を基準にした現状じゃなしに、もう更地になるという前提、それを避けるために、その被害をなるべく小そうするためにという取り組みが自分は必要じゃないかと。ないかやない、必要やと自分思うちよるわけです。そういことでお聞きしたわけですが、分かりました。まあ確かに町もそういう、町長のご説明にあったように計画を持って取り組んでおることですから。

(議長から「あと8分です」との発言あり)

はい。

では、4点の原発の問題について。

(議長から「2番はいいんですか。大きな3番」との発言あり)

ああ、そうそう。まことこれ、待ってよ。

はい。2番のその問題ね。自動車で避難する。これいろいろな立地条件等を考えたらやむを得ん問題もあるとは思いますが。そういうことで、まあうちでもそういう問題を検討しておるということでしたから、その後どういような取り組み、形になっているかお聞き致します。

議長(山本久夫君)

情報防災課長。

情報防災課長(松本敏郎君)

では、明神議員の高台移転にかんする問題でございますけれども、その2番目の自動車の避難にかんするご質問にお答えしたいと思います。

今年の5月10日ですけど、第1次黒潮町地震・津波防災計画の基本的な考え方の中では、津波浸水域から徒歩で安全度A。これは、最大規模の津波が来ても逃げ延びれる場所のことですけど。安全度Aの高台避難所へ逃げる時間が見込めない地域については、車で避難することも想定した幹線避難路の整備を図ります。液状化が見込まれる地域の場合は、液状化対策の設計を検討しますとしています。

これは、当町のような大変厳しい津波浸水予測が示された地域で、避難そのものをあきらめてしまう、いわゆる避難放棄者を出さないための対策を示したものでございます。内閣府中央防災会議が津波避難の原則として、自動車避難の限界というところで明らかにしておりますように、自動車避難にはさまざまなリスクが伴い

ます。従って、黒潮町においても避難の方法はあくまでも原則徒歩ということは、今後も住民に徹底してまいりたいと思います。

黒潮町においては、今後、高知県が取りまとめる津波からの避難方法の選択に係るガイドラインに沿った地域の車両避難ルールをきめ細かく策定していきたいと思います。

そのためにも、それぞれの地域の方々がどのような方法で、どこへ津波からの避難をされようとしておられるかの調査をですね、来年2月から約1年間かけて実施する計画でおります。

以上です。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

はい、分かりました。

自分、これへも書かしてもらっているように、いろいろな立地条件があつてなかなか難しい問題やとは思いますが、まあ最近といますかね、やっぱ東北で三陸地震のときに、やっぱ車で逃げよつた人と歩いて逃げよつた人との問題が出てきたということも耳に、まあ質問させていただきまして、分かりました。

それじゃあ、その4番の原発の問題の質問致します。

ほんで、これは通告にも書かしてもらっておるように、まあ自分らあは賛成か反対か、その原発再稼働の問題、伊方の問題。でええがですけど。まあ、ええこともないですけど。けんど、町長にはやっぱり町民の皆さんの命を守る、預かる。預かって守るといふことがあるわけで。

ほんで町長に、この伊方の再稼働についてはどのようなお考えをお持ちですかという質問でございます。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

これまでもたびたび答弁申し上げてまいりました。認識は一切変わってございません。

国は、できる限り早期に再生可能エネルギーに転換すべきであると考えております。しかしながら、即時すべての原子炉を廃炉にするといったこと、これもまた現実的ではないと考えてございます。そのために、しっかりとした廃炉のロードマップを作り、それに従って、順次、再生可能エネルギーへの転換を図っていくと、そういったことになろうかと思っております。

また、その中での伊方の位置付けでございますけれども、全体の電力需要、あるいは経済の影響、こういったものをすべて勘案した中で、伊方の原発が一体どういった位置付けになるのか。これを総合的に判断する必要があるかと思っております。

近い原発だから反対します、遠い原発は動かしてくださいというのは、責任ある立場で申し上げるべき内容ではないと思っております。そう考えますと、全体の中での位置付けをしっかりと把握する必要がございますけれども、これもこれまで散々申し上げてきたこととございますけれども、その情報提供があまりにも少な過ぎると、そのような認識も持っております。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

この問題も、自分もいつも質問してもらいよるわけで。

ほんで自分、今町長がおっしゃるね、原発による電気。ほんで、それに代わるもの。まあよく言われるエコ

の問題。それで、まあ前の下村町長のときから自分、風力による発電とか、ソーラーによる発電とかいうことについて質問さしてもよろうたわけですが。今町長もおっしゃるように、原発が要るいうがやなしに、電気が要るわけですわね、要は。

ほんで、その今、各市町村、国も含めて市町村。自分で電気を作ろうという取り組みが始まっておるわけですが。そういう、黒潮町の中で電気を作ると、作ろうというお考えあるかないか。あるとしたらどういう取り組みをするかということについてお聞きします。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

できる限り地域内でエネルギーを持っているというのは最大の強みであろうかと思っております。これ、国の国策への支援というかそういった意味ではなくて、私どもが置かれてるこの立地条件。現在よくご心配いただくその南海トラフの巨大地震に対応するためにも、域内での電力自立をするというのは非常に大きなフレーズであると思っております。

その中で、まずご指摘いただいた風力は、これまでも答弁してまいりました。NEDO（ネド）の調査の方で適地がないということがございます。それから、小水力についても何度か入っていただきましたけれども、お示しさせていただいた個所につきましては、コスト的に見合わないという結果が出てございます。

それから、これまでも答弁してまいりましたけれども、FS 事業で木質バイオマスの検討をしたいということにさせていただいておりました。残念ながらこのFS、採択になりませんでしたので、また新たな枠組みの中で検討をしなければならないと思っております。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

それで、まあ町長もご存じだと思いますけど、三重県、それから福島県、海上の風力のね話が出てきておるわけですわね。ほんで自分思うにね、うちの沖らも。ある意味では、これコストの問題もありますけど、そういうことも一つの選択、これ将来に向けての選択やないかろかというように個人的には思い。それで、現実に自分らも民間ではよ、銭があるなしやなしによ、取り組まんともう残れん問題やと自分思うがです。

そういうことで、まあいつも質問することですから分かりました。

それで、2 点目について。

この問題も今朝、先ほど課長とちょっと話したように県議会でも出ちよることで。ほんで、同じ災害でも震災対策の方はいろいろ取り組んでおると思うがです。問題は放射能、放射能の問題。

ほんで、これは今、9 月にも出ちよりましたけれど、放射能による汚染の問題から始まって、ほんで保護者からね請願が出て、学校給食のテストというような問題まで進んできちよるわけですが、うちの町として、この。ないに越したことはないがです。その原発の事故がね、起きんに越したことはないがですけれど、けれど、起きるかも分からん。あつてはならんことだとは思いますがですけど、そのもし、その原発。

まず伊方になりますけど、伊方にそういう問題が出たとき、うちの町として対策というか取り組みとか、それをお聞き致します。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

それでは、明神議員ご質問の伊方原発。まあ、あつてはならないことですが、事故があったときの町の対策ということでご答弁させていただきます。

先ほど議員も少し触れておりましたけれども、本年度、高知県は平成18年5月に策定致しました、高知県地域防災計画を見直しまして、新たに伊方発電所での事故を対象とした大規模な原子力事故災害の発生に備え、県や市町村などの防災関係機関が実施する予防対策、応急対策および復旧対策について定めた地域防災計画書案を策定し、去る12月7日の高知県防災会議で承認されまして、国へ報告を行っております。

従いまして、住民の皆さまの不安を少しでも解消すべく、この地域防災計画に基づきまして、今後、本町の伊方原発事故に対する地域防災計画の策定に向けて取り組んでいくこととしたいと思っております。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

まだ、今、うちの町として具体的な形で、こういう取り組みとかいうものはないわけですかね。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

町としましてはですね、こういった事故がいつ発生するかも分からないといった視点ではですね、いつも業務の中でも危機感を持ってですね事務執行にですね務めておるところでございます。

具体的にですね、この原発事故に対しての計画書だとかそういったものはですね、今のところできておらないのが現状でございます。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

このね、放射線の問題は自分言うまでもないことで、目にも見えんことでもあるし。福島も千葉まで汚染がね、セシウムの数値、まあ東京都にも。東京都というかね、まあ利根川を挟んでというような問題も、まあ汚染の問題が出てきて。ほんで、うちらも伊方からしたら100キロ。通常やったらまあ心配なかならうと思うあれですけれど。

自分思うのは、おかの問題と風等による陸上の汚染と。それから、海による海流による問題も、豊後水道から出たのは足摺の沖から通常は東へ流れるわけですけど、逆流があつて土佐湾へ入ってきよるわけです。

（議長から「時間になりました」との発言あり）

そういう問題もあるもので、ぜひ取り組んでいただきたいことを町長にお願い致しまして、自分の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（山本久夫君）

これで明神照男君の一般質問を終わります。

この際、13時30分まで休憩します。

休 憩 11時 56分

再 開 13時 30分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

1つ訂正がございます。

一般通告書でございますが、皆さんに配布している 11 番の坂本あやさんの通告書に受付日時に誤りがありました。

受付が平成 24 年 12 月 5 日になってますが、これを 3 日に。それから、時間が 11 時 39 分になってますが、11 時 56 分に訂正をお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、引き続き一般質問を続けます。

次の質問者、宮地葉子さん。

6 番（宮地葉子さん）

通告書に基づきまして、2 点について質問を致します。

まず 1 番目ですが、放射能測定装置導入についてです。

9 月議会に、食品の放射能測定装置導入を求める請願が子どもと未来を守る会から 1,306 筆の署名を添えて提出されました。議会では全会一致で採択されております。しかし、町としては測定装置を導入すると、そういう運びにはなっておりません。

福島原発事故以来、放射性物質の拡散は福島県のみならず、他の地域にまで広がっています。土壌汚染と水質汚染をもたらし続けており、私たちの食を取り巻く環境は変わってきています。日本各地の食材は全国に流通し、加工食品については材料の産地詳細を特定することは難しい状況です。食の安全性の確保には今以上の配慮が要るのではないかと考えます。放射能は見えないし、におうこともないし、やっかいなシークレット物質です。体内に取り込んでも、その影響がすぐに出てくるわけでもなく、十数年後に現れても、その原因を突きとめることができず、責任の所在を問うこともできません。自らも気を付けなくてはならない物質ですが、個人では限界があり、国や県、町等の公の機関で安全性に対して方策を講じることが求められます。

放射能は内部被ばくという怖さがあります。体の中に取り込めば放射性物質が細胞を壊していくのが内部被ばくの怖さです。体をつくっている細胞を壊すんですから、大人よりも、残された人生が長い子どもたちへの影響が大きいわけです。また、子どもたちの方が摂取量が大変多いと聞きます。

ドイツでは、幼児の放射性食品安全基準は 4 ベクレルと厳しい数値を出しているのに対して、日本では安全基準は 100 ベクレルと、かなりの幅を認めています。国際放射線防護委員会の 2009 年の報告によりますと、一度に 1,000 ベクレルという多量の放射性セシウムを摂取した場合、セシウムは次第に体内から排出されて、1 年後に残ってるのはわずか 90 ベクレルなんだそうです。ところが、一度の摂取ではなくて、毎日毎日 4 ベクレルを摂取し続けると、放射性セシウムがどんどん体の中にたまって行って、約 570 ベクレルで排出と釣り合って、ほぼ平行に達するそうです。また、毎日 1 ベクレル摂取でも、約 150 ベクレルで平行に達してしまうというデータが出ております。ですから、放射能というのは一度にたくさん摂取した場合よりも、毎日毎日の食事で摂取し続けることが怖いのです。

これらの点を考えても、放射能に汚染された物質を最大限摂取しない方策が、国をはじめ県や町の取り組みとして求められます。そのために放射能の測定器を導入してほしい。測定して、安心して安全な食べ物を、特に子どもたちに安心な物を与えたいと望むお父さんやお母さん、それらの声があるわけです。

来年度からは大方地域でも、小学校でも学校給食が開始されます。学校給食は、特に安全で安心できる食材を使用することは当然です。学校給食での放射線検査の取り組みも含めて、放射能測定装置の住民からの請願、議会で全会一致で可決した請願に対して、町としてはどのような取り組みをするのかお尋ねします。

また、今回の議会で放射能検査のための補正予算 7 万 2,000 円が組まれておりますが、この点も詳しくお尋ねします。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

宮地議員の放射能測定装置導入についての質問にお答えします。

9月議会で食品の放射能測定装置導入にかんする請願が全会一致で採択されたことは承知しているところですが、同じ9月議会で明神議員の放射能測定器導入についてのご質問に対し教育長が、放射能測定装置を黒潮町へ設置する場合の購入費用、設備の整った検査室、測定を行うための知識を持った担当職員の配置も必要となり、かなりの費用負担となることから、町の対応としては給食の安全確認のために月2回を目安に民間専門機関と契約し、放射能測定を行うと答弁をしたところです。

この月2回の放射能測定については、第1回目を12月11日に、第2回目を12月17日に発送をしております。年度末までには月2回、計8回を予定しています。また、放射能測定の結果につきましては、ホームページで公表をしていきます。こうした取り組みを進める中で学校給食の安全確認をしていきたいと考えていますので、現時点での放射能測定装置の導入は考えておりません。

また、放射能測定検査のことについてですけれど、毎月2回ということ、大体、月の第2週と第3週に、火曜日ぐらいをめぐりにですね、食材の発送を予定しております。その検査の結果はですね、大体1週間後ぐらいには文書で届いてきますので、その結果をもちまして、またホームページの方へ公表していきたいと。大体、食材の発送から10日前後ぐらいになるかと思いますが、そのころに検査結果については報告をしたいと思っております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

補正予算の7万2,000円というのは、月2回の放射能測定を、今、詳しくは言われませんでしたけど、委託業者、そういう専門業者に送るということですね。こちらですというわけじゃなくて遠くに送ると。それが月2回あるということだと思います。で、ホームページで公開するということでした。

もうちょっと進めていきますけど、保護者の方からですね給食の献立表というのを借りてきました。これを見ていると、たくさんの食材がここに使われております。この中で、特に保護者の方が心配している加工食品についてもですね、かまぼことか、ハムとか、それからまた果物の缶詰等々ですね、随所に使われております。

種類にすれば、もうたくさんの食材がこの献立表にも載っておりますけども、月2回の検査で今後このたくさんの食材をどういうふう処理していく計画なのか。1つだけ送っても月2回ですから、いろんな食材をやるには大変だと思うんですが、どういうふうなやり方をしていくんでしょうか。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

検査の方法としましては、まず食材について検査をしたいと思っておりますし、また出来上がった給食についても検査を考えておるんですけれど、まず保護者から要望があったもの等をまず考えております。

保護者からは、まず12月の11日のときにはですね、キノコについてありましたので、キノコ類について行っております。それから、先ほど言われました加工品、ハム、すり身等も要望あっておりますので、17日、昨日の分にはですね、ハムを送っております。

まあ保護者から要望があったもの、また使う量が多いもの等を考えております。そういうものを検査に送っていきたいと思っております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

ちょっと分かりづらいんですけども、給食に出したものを送ると。そしたら、いろんな食材が含まれてますよね。シイタケだけに限らず加工食品も含まれてますけど、そういうものを一括して送るのか。もうハムならハムだけ取り出して送るのか、その点とですね。

まず、それ聞きます。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

やり方としてはですね2つの方法がありまして、食材のみで送る場合と、また給食を1週間分なりまとめてですね送る方法とありますので、大体1検体を2キログラムをめぐりに送りたいと思っております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

まあ2キロぐらいの食材ということで、いろいろ混ぜて送った場合は、じゃあ放射能が出てきたときに、どの食材から出てきたのかなというのが分かるのかなというのが1つと。

町としてはですね、この放射能の数値を何ベクレルまでは認めていくのか。国の基準は100ベクレルですけど、それをオーケーとしてるんですけども。札幌市なんかではもう4ベクレルまでと、そういう基準を設けて独自に測定をしているそうなんですけど、町としてはもう100ベクレルまではオーケーと、そういう考え方をお持ちなんでしょうか。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

まず、食材についてですね、まとめて送った場合。言われるとおりの、どの食材から出てきたのかが分からないので、まとめて送った場合において出てきたときには、当然どの食材から出てきたか、特定してから公表が必要になると思います。

11日に送った菌茸類につきましてはですね、シイタケ、シメジ、エリンギと、まあ3種類、軽いもので、まとめて送りました。この3種類については放射能は不検出ということで、今回はセシウムの134がですね0.91ベクレル、セシウムの137が0.73ベクレルでしたんですけど、その2つについては不検出ということでした。

17日はハムを送ったんですが、ハムについてはですね量もかさばるといふか、重さもかさばることから単品で送っております。いずれにしても、どこから検出されたかということは当然特定は必要になってくると思います。

それから、基準値のことですけど。国の基準値100ベクレルということになっております。町としましては国の基準値でいきたいと思っております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

国の基準値の 100 ベクレルまでを認めるということですので、これは大変、保護者としては心配な点ですよ。4 ベクレルを摂取しててもどんどんたまっていくと、そういう実例がもう実際ありますので、1 ベクレルでもたまっていく。まあゼロにするということは、今回、ゼロベクレルで出てきてもいけないという陳情については教育厚生常任委員会でゼロは難しいんじゃないかと、そういうことになりましたけども、100 ベクレルというのは大変基準が緩いと思うんですね。もう少し厳しくして、せっかく測定するんですから、安全なものを子どもたちに、または町民にね示していきたいというときに、その基準に合わしていくということは大変私はいけないんじゃないかなと思うんです。その点が、今後考え直す点はないのかということと。

最初に言いましたけど、たくさん食材が、この給食だけ考えてもたくさん食材があるんですが、それらをこの月 2 回のあれでどういうふうに網羅していくつもりなのか、そのへんはちょっと聞いてませんが。

そのへんを答弁お願いします。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

国の 100 ベクレルの基準値を黒潮町独自で変えていく考えはないかということなんですけれど。黒潮町として、国が定めた、専門家が定めた基準をですね変える内容も持ちあわせておりませんので、国の基準どおりでいきたいと思っております。

また、安全な食材ということなんですけれど。まあ当然 100 ベクレルを超えたものについてはですね、当然使わなくなっていくんですけど。仮に食材の中で検出されたものがありましたら、それはなるだけ使わない方が安心には間違いありませんので、レベルにはよりますけれど、食材の材料費のことも考えて、また代替食材があるかどうかとかいうことも考えまして、それはなるだけは使わないようにしてはいきたいと思えます。

それから、たくさん食材がありますのでどうするかということなんですけれど。すべての食材をですね、全部検査することにはなかなかありませんし、また県の方でもですね、食品流通の分については検査をしております。そういう、県等の機関で公表されている内容も加味しながらですね、やっていきたいと思っております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

まあ、黒潮町にある食材をね、全部を検査していくということは一遍にはもちろんできませんし、いろいろ時間もかかりますし、その方法としては県の方でやってることを参考にするというようなことですので、もっと工夫が必要かなあとも思うんですが、そのへんはまた、なお工夫をしていただきたいと思えます。

それでですね、まあ 100 ベクレルで承知ということでしたが。では、例えば 95 ベクレル出たとか、まあ、そういう場合も、なるべく使わないという次長の答弁でしたけども。検出された数字はホームページで公開するというのでしたので、この食材について何ベクレル出ましたという詳しい数字が出されるわけですね。

そうなんですか。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

放射能測定をした結果についてですね、先ほど言いましたように、複数のものをまとめて送った際には、どれから検出されたかを特定した後で公表をしていきます。単品の場合は結果が分かり次第、公表をしていきたいと思います。

時期については、大体、先ほど言いましたように10日前後ぐらいになります。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

そうですね。じゃあ、もし放射能が検出された場合はなるべくなら使わない。これはちょっと気になる答弁ですけども、100を超えない場合は使用すると、そういうふうにも取れかねます。100ベクレルを超えない場合はなるべくなら使わないんだけど、給食なんかにしるですね使用するのかな。

そのへんは教育長、どうなんです。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答え致します。

国の基準値のその100ベクレルでございますけれども。国の方もですね、この基準値で、まあ一定これを超えるものについては流通されないようにですね検査をしているわけです。

現段階で、例えば県内ですね、100ベクレルを超えるものが出ているといったこともございません。当然、この100ベクレルにならなくてもですね、一定の検出があればですね、その時点で検討をして食材等をまた変えとか、そういったことは当然考えていく必要があるというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

はい、分かりました。

もちろん100ベクレルという数字はありますけども、それにこだわらないで、放射能が検出された場合は対処していくということでした。

今後の方向ですけども、ずうっとこの月2回、よそに送り続けるのかなと。それともですね、まあコスト面も考慮しなくちゃいけないんですけども、以前ちょっと教育長が言ってたと思うんですけど、幡多広域でこういうこの取り組みやったらどうかと。

というのはですね、やはり近くでやれば月2回じゃなくて毎週1回でもできる可能性もありますし。それから、放射能が出たときの対処も早くできますよね。そういう点では、いつまでのその業者、広島と聞きましたけど、そこまでいつも送料を掛けて送るんじゃなくて、ゆくゆくはこの幡多圏内なり広域でやる方向性っていうのはお持ちなんでしょうか。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

現在の方法ですね、検体を今、広島県の方の業者の方へ送ってるわけですけど、そういうことについては来年度も引き続いて続けていく計画です。

また、幡多広域でということもあったんですが、幡多広域でした場合はですね、当然、町の単独設置よりか費用負担も少なくなるわけですので、そういうことについては幡多広域の方でまず検討していただきたいと思っております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

これが幡多広域になるかどうかは分からないんじゃないかなと思うのは、それぞれの自治体で温度差がありますよね。積極的に放射能測定に向けて取り組もうとしてる所と、あまりそれに積極的でない、まあそういうふうに住民の声がまだまだ挙がってきてないから弱いのかどうか、それは分かりませんが。そういう市町村によって温度差があります。だから、広域を全部まとめていくというのはかなり先のことになるかなと思って、それを危惧（きぐ）しておりますけども。

一番近くで言いますと、四万十市の方でもそういう運動が起きてまして、測定器購入してほしいという声が挙がって、今回、陳情も挙がってるというふうにお聞きしましたが。その四万十市が設置する場合、これは仮定になったらどうにもなりません、四万十市と一緒にやろうと、そういう方向はお持ちじゃないでしょうか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答え致します。

まあ、幡多広域でという方法もございます。また、あるいはですね、四万十市の方で導入ということになるかもしれません。基本的にはですね、まあ幡多広域でという方向が望ましいのではないかとこのように自分は考えます。

また、学校給食の食材のみに限らずですね、これについてはいろんな食材ということもまたありますので、教育委員会だけでどうこうは言えませんけれども。基本的には、やっぱり幡多広域でそういう話をするというのが基本ではないかというふうに思います。

現時点で四万十市が導入するのにですね、黒潮町と一緒にとかいうところまではまだ考えておりません。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

いえ、私はですね、四万十市も買うけども、うちも買ってほしいと、そういうことを言うてるんじゃないんですね、まあ幡多広域でもいいんじゃないかと思うんです。

ただ、幡多広域になると、今言ったように自治体の温度差がありますので、今、四万十市は積極的に取り組んでいるようですから、四万十市とともにまずはね、四万十市が購入するんだったら、そこに入れてもらうなり、まあどういうふうになるか分かりませんが、そういう方向性も持っているのかなあと思ったんです。

で、持っているのであれば、そういう働き掛け自体はやっていきますか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

1 つの市町村で独自にやるというよりもですね、それは各市町村で協力をし合ってやる方がベターであるというふうに思います。協力をし合うということは当然必要であると思います。

例えば、この検査にしてもですね、今、黒潮町の方で行っておりますけれども。これが近隣の各市町村で行えばですね、当然いろんな食材ができるわけで、そういった方法も一つではないかというふうに考えます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

いえいえ、私が言うのはですね、教育長の答弁もっともなんですけども、そういうことを幡多広域でやるなり、また四万十市と一緒にやるなりしてもですね、こちらから主導権を持つとは言いませんけど、働き掛けをどんどんしていきますかっていうことを言ってるんです。その遠くへ出して検査するよりも、今、教育長が言われたように近くでやれば、もちろん学校給食だけじゃなくて、この黒潮町の食材というのはほんと安全なんだ、幡多地域の食材というのはほんとに安全なんだということを考えると、ほんと広域でやれたら一番いいことだと思うんですよ。

で、広域の市町村、まあ温度差があるから、あんまり熱心じゃない所にも働き掛けをしていないと、なかなかコストが掛かることですから実現がしづらい。じゃあ、しづらいからいつまでも送ろうかというのであつては解決がしないので、まず私は黒潮町が率先して、こういうのを一緒にやりませんか。そして、安全な食品を町民、市民にね届ける。そういう方向を、共にやりましょうということを、私は働き掛けてほしいんですが。

いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

先般、保護者の方もお見えになられまして、少しお時間を頂きましてお話をさせていただきました。その際、申し上げたのは、おおむね教育長が答弁したとおりでございます。市町村単独設置は非常に厳しいと。ただし、広域であるならば、さまざまな有利な点もございます。数多くの食材が検査ができるであつたりとか、あるいはその時間的なものもかなり短縮できると思っております。

そういったことをお話しさせていただいた上で、幡多広域の集まりが2月にございますので、そこで投げ掛けをさせていただきますというお話をさせていただきました。

現段階でご説明できるのは、現状はこういうことです。

（宮地議員から「働き掛けていきますかいうのを聞きようなんです」との発言あり）

その話も実はいただいたんですけれども。まずはですね、広域は広域なんですけれども、それぞれ自治体の責任者の方お集まりになりますので、そのときまず投げ掛けをすることがまあ重要だと思っております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

まあ投げ掛けをしていくということで、私は町長からですね投げ掛けて、積極的にやっていきたいという答弁がいただけたら本当に良かったんですが、そのへんはまだそこまでいってないようですけど。ぜひ積極的に、この食の安全というのは大事なことでするので、やっていっていただきたいと思います。よろしいですか。積極的にやっていただきたいと思います。

それからですね、放射能測定ももちろん大事なことですけども、学校給食がもう大方全地域で今度始まります。私は以前からですね、給食に使う食材というのはなるべく地産地消で賄うようにという提案をずっとしてきておりましたけども。数年前まではですね、量の確保が難しいということでもう簡単ですね袖にされて、あ

んまり本腰を入れたような答弁というのは返ってきておりませんでした。坂本教育長のときではありませんけども。

それでも、やっぱり地元の食材がやっぱり地元の者にはいいという地産地消の方向がですね今どんどん出てきて、そういう世論の推しもあってですね、今、黒潮町の給食の食材というのは80パーセントが県内の食品だというふうに、答弁を何回か聞いております。

まあ、地元のもの食べる。そして、生産者が見えるものを食べていく。それはほんとに子どもたちにとって一番いい給食で、しかも放射能のことを考えましても安全性が高い。そういう意味では、ぜひそれを今後も進めていってほしいと思うんですけども。

昨日の議会の答弁を聞いておりますと、野菜については量の確保が難しいので、それがネックになるので、あまり使用されていないとお聞きしました。私たちが議会です、数年前に東北の利府町（りふちょう）に行ったことがあるんです。利府町だったと思うんです、これも。やっぱり学校給食をやって、給食用のですね畑を持ってたんですよ。そこではダイコンとタマネギだったと思うんですけど、実際、保護者の方とかね、ボランティアも含まれてますけど、そういうものを作って供給すると。そういう方向性を持っているのを写真も見せていただきました。

そのときですね、それから小浜市ですね。小浜市の話は何回かして、教育長が何回目の質問ですかぐらいに言われたんですけど。小浜市も、ここは自校方式ですけど、やっぱり野菜類も量の確保を考えて、なるべく地元のものを使うということで使っております。まあ自校方式と今の黒潮町の場合とは少し違いますから、すべてイコールではありませんけども。この両方で共通してる点はですね、野菜を安定供給するということになるまでに、やはり数年間かかっております。その間ですね、お話を聞きますと、教育長なり、それからその教育次長なり、それから係の職員さん、一生懸命、子どもたちに地元のもの食べさせたいんだと。安全なもの食べさせたい。食育としても、一番地元を愛し、地元の生産物を愛する。生産者へも思いがはせる。そういう教育的な理念も持って、その情熱もすごく大事で、そういうものがですね実るのに、この野菜の供給というのはすごく時間がかかってます。

だから以前は、先ほども言いましたように量の確保が難しいということで、あまり取り上げてくれなかったんですけども。今の教育長の方針は、やはり地元のものなるべく使いたいということでしたから、そういう方向性をまず持った上で、実際にもっと一歩進めてですね、数年か後にはもう何十パーセントか黒潮町の野菜を確保できるような方向を私は持ってほしいと思うんです。

この間、にこにこ市へ行きましたら、農家の皆さんに食材を学校給食に供給したいから、どういうものができるかアンケートにお答えしますとかいうふうな張り紙がしてありました。そういう意味では、町も、農協も、JAさんもほんとに努力してくれてるなあ、そういう足を踏み出してくれてるなあと思って私見たんですけども。それを一歩、二歩、越えていかないと、なかなか量の確保というのは難しい面があると、私はそのへんの今まで行った研修の実例を見て思うんです。

そういう観点をですね、黒潮町の教育委員会としては持っていくつもりはあるかどうか、ちょっとお聞きしてます。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

これまでもお答えをしてきましたけれども、まあ野菜についてはですね、現状をこの前も説明を致しましたけれども、四万十町が随分多いわけでございます。というのは、やっぱり量の確保というものがどうしてもで

きないということで、四万十町のみどり市さんの方から行っております。黒潮町でもですね確保できるもの、例えばキュウリとかですね、そういったものは黒潮町のものを使っております。それから、ゴボウとかカブなんかも町内産を使っております。

教育委員会だけということではなくてですね、やはり農協、生産者の皆さんの協力が要ります。また、町の農業振興の方でもですね協力しながらですね、まあ1つでも、一品でも、町内産が使えるような方向で取り組んでいきたいというふうには考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

まあ今、教育長から一品でもですね多く学校給食に使えるようにしていきたいという方向を示していただきました。

昨日の下村議員の質問の中でもですね、特産協で使ってるようなものを、それを安定供給として給食に使えないかという話も出ておりましたが。その給食に使うというのは、かなり需要がいっぱいあるわけですから、農家にとっても一定の利益になる。また、こちらは漁業も盛んですので、そういう魚を供給していく。そういう方向性もですね、学校給食に使うという一定の量を考えていったら、かなり町の経済にも貢献していく面があるんじゃないかなと思うんですね。私たちが行った小浜市なんかでは、地元のを地元で使うという、その経済効果ということも考えておりました。

町長は、経済効果は福祉の面を利用するとあんまりないというようなことを昨日言っておりましたけど、学校給食の場合はただの経済効果だけじゃなくて、安全性とか教育性とかそういうものも含んでおりますので、まあ一品でもやる。それはそれで大変大事なことです。四万十町でできるけども、黒潮町も農業が盛んなところですので、これからですね、そのノウハウなり、いろいろなことを学んでいって、やがてこのJAさんで確保していただくと。そういう方向をまず持たない限りですよ、今、実際できるかどうかは別として、まずそういう時点に立たない限りは一步も前へ進まないと思うんです。

そういう方向に私は立っていただきたいというのを以前から私が主張していることなんです、そのへんはいかがですか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

考え方としてはですね、当然まあそういう考え方で、もうできるだけ町内産をとということで進めたいと思います。

ただ、繰り返しになりますけれども、なかなかいろんな条件的なもの、あるいは生産者の方のご協力等あってですね、それが進んでこなかったというのが現状でございます。できるだけですね、そういった量の確保、また限られた時期にですね一定量が確保できるようなですね、そういった方法をまた一緒に検討をしていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

こういう問題はですね、かなり時間もかかりますし、相当の決意がないとなかなか前へ進みませんので、1回の質問で、はい、やりますという答弁が来るとは思っておりません。この地産地消を使うということに来るまでに相当時間がかかりましたから、またこれからも機会ごとに言っていきたいと思うんですが。

安心、安全で豊かな学校給食をより目指していただくことと、放射能測定を今後もより安全でですね、敏速性を兼ねた内容に向けて努力していただくことを求めて、この放射能測定装置導入についての質問を終わります。

続いて2番目の、らっきょう畑裁判について質問します。

この裁判の判決について、前回の9月議会に続いて、今議会でも私で3人目の質問になります。答弁は同じ内容になるのに、と思うことも町長としても、また副町長としても多々あるかとは思いますが、質問の流れもありますし、昨日言いましたと、そういう答弁ではなくてですね、できましたら親切なる答弁をよろしくお願い致します。

まず最初にお尋ねしますが、町は私たちに賠償金を支払いました。この賠償金の支払いは判決の主文の一番最初に書かれています。

主文は、主文1、原告は被告らに対しそれぞれ11万円ずつ、および、これに対する平成23年4月2日から支払い済みまでの年5分の割合による金員を支払え。

それと、主文3、訴訟費用は本訴について生じた部分は原告の負担とし、反訴について生じた部分は3分の1を原告の負担とし、そのほかを被告らの負担とする。

このようにあります。

この判決の主文を基に、町は私たちに賠償金を支払ったものだと思いますが、間違いはないでしょうか。

そして、それは町民の税金から支払ったということで、2回も3回もなりますが、間違いはないでしょうか。

お答え願います。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

宮地議員のご質問にお答えします。

今、宮地議員が言われたとおりですね、この裁判訴訟費用につきましては、この主文にのっとなって、税金の方から支出をさしていただきました。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

次に伺います。

賠償金を支払えという命令は、今、主文にのっとなって支払ったということでしたが、そういう主文で命令があるわけですが、町が私たち5人の議員の名誉を傷付け、正当な議会活動を妨害する行為に値するから、また選挙の2カ月前に地元マスコミにも取り上げられ、それぞれが被害を被ったわけですから、それら一連の被害に対するおわびの印という意味だと思います。

この裁判は結果的に訴えた町が逆に被告の私たちに賠償金を支払う、そういう羽目になった裁判でした。しかも町の行った行為、訴えそのものが違法であって、裁判制度の悪用とまで判決で出してきた裁判官の良識に私たちは心から感謝しております。

これで結審をしたので、私はこの問題は9月議会の質問で終えるつもりでした。しかし、9月議会で私が質問をした翌日ですが、下村議員さんがこの問題を取り上げました。私はその質問を聞いていて、これではこの判決の趣旨は正確に町民に伝わらないと判断したのと、町民の方から、あの質問では訴えた町と反訴をした私たちが両方とも等しく棄却されたというふうに取れる質問内容だったのでおかしいのではないかと言われましたので、私は正確に判決を伝える必要があると考えて、今回も質問をすることにしました。

昨日の森議員の質問で、森議員も主文を勘違いしてる点があり、その点については森議員についても了承をもらっておりますが、私の意見を述べたいと思います。

繰り返しになりますが、この裁判は私たちが議会活動の一環として議会ごとに発行している、らっきょう畑という議会報告についての裁判です。町の行ったケーブルテレビ事業の約2億5,000万円の入札についての報告記事です。

町は、この記事が間違っているから名誉を傷付けられたとして、私たちに損害賠償、合計130万円の請求と謝罪を求めて裁判所に訴え出しました。私たちは森議員が現場にいて、そこに役場の職員が入札業者を捜しに来たのをこの目で見て、耳で聞いている事実とその事実を2度にわたり、遅刻した業者が落札したのではないかと議会で質問をしてるにもかかわらず、議会では明確な否定もなく、反論さえもなかった事実。それを受けて私たちは確信を持って、あの記事を書いています。ですから、町に訴えられるとすぐに町を反訴しました。反訴とは、反対の反という字に訴えると書きます。

反訴の内容は、町が私たちに訴えたことは町長の職権乱用であり、正当な議会活動を妨害するものだと、賠償金を一人30万円、弁護士費用一人7万円、合計37万円を支払うように訴えたものです。これがあらかたの経過です。

判決は、主文として一番最初のこの表紙に書かれた、最初にこの裁判の結論を主文として書かれてあります。

判決の主文には4点書かれてあります。

1番目は先ほど言いましたが、大事な点ですので繰り返しますが。

主文1、原告は被告らに対しそれぞれ11万円ずつ、および、これらに対する平成23年4月2日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。

主文2、原告の本訴請求と被告らのそのほかの反訴請求をいずれも棄却する。

あ、ちょっと待ってくださいね。

主文1の、金員を支払えというところからですね、先ほど答弁でもありましたが、この主文1については、私たち5人が訴えた反訴を認めて、町に賠償金の支払いを命じたものです。で、その主文に順じて賠償金を支払ったと、町が先ほど副町長から答弁がありました。

しかし、この主文1についてですね、反訴は認めるが。主文1じゃないですね、ごめんなさい。

反訴は認めるが、私たちが訴えた賠償金37万円の支払いではなくて、1人11万円の金額で、請求した37万円全額は認められませんでした。

余談ですが、世間の判決を見ても、裁判で勝っても、要求した賠償金の全額を認めることはまずないそうです。また、今回のような裁判で賠償金の支払いまで認めることは、そういう事例は少ないと、私たちの弁護士さんが言っておりました。

しかし、下村議員さんが9月議会で主文を読み上げたのは、この大事な1番目を外して、3番、4番も外して、2番目だけを取り上げました。主文の2番目は、原告の本訴請求と被告らのそのほかの反訴請求をいずれも棄却する、とあります。この文章は大変分かりにくい文章ですが、原告の請求、町が私たちに訴えた請求ですね。原告の請求は棄却するが、私たちが訴えた、私たちのそのほかの反訴請求。それらをいずれも棄却するという

意味です。

この、そのほかとは、今述べてきました主文の1と3を除いたことを指しています。1と3を除いた請求をいずれも棄却するという意味です。

繰り返しますが、主文全体では町の訴えは全面棄却、私たちの訴えは一部棄却と書かれてあるから、町が私たちに賠償金を支払ったわけですが、このような判決の主文を、4点書かれてる主文をですね一部分だけ取り上げると、正確さに欠けて、大事な意味が違ってきますので、あえてこの議会で取り上げました。

執行部に、この主文の理解についてお尋ねします。

この判決は、町の訴えは全面棄却、私たちの訴えは一部棄却という内容が書かれてあると思いますが、執行部もこの判断をしていますか。それとも、町の訴えも、私たちの反訴も、いずれも等しく棄却されたと解釈しておりますか、どうでしょうか。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

お答えします。

町はですね、ここの主文に書かれておるとおりですね、原告の本訴請求と被告らのそのほかの反訴請求をいずれも棄却するということにつきましてはこのとおりであるというふうに考えております。

請求にもいろいろございますし、反訴にもいろいろありますけれども、その中の、本訴請求はすべて。そのほかの反訴についてはいずれも棄却ということでございますので、このとおりであるというふうに思います。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

主文のとおりと、もちろん副町長言われましたけど。もちろんまあ、ここに書かれてあるわけですが。

私が正確に聞きたかったのはですね、町の訴えは全面棄却、私たちの訴えは一部棄却。まあ、そういう言葉は副町長は言われませんでしたけど、そういう意味ですね。

次に伺います。

この裁判は一部の議員と執行部のけんかのように取れますが、本来は町民全体の問題をはらんでいると思います。それは、住民自治とは何かという、町民にとって大事な問題を持った裁判だったからです。

地方自治体の主人公は住民です。行政は住民の声を真摯（しんし）に聞き、耳の痛い意見、苦言や反対勢力の意見であっても、それらを真摯（しんし）に受け止め、町政に反映させることが町政を預かる者の使命です。これが住民自治の基本です。

また、議員は町民の代表として執行部を監視し、チェックをして、住民のさまざまな声を町政に届け、反映させていくのが本来の仕事です。議場では、本議会でもありましたけども、執行部と議員がですね活発な議論をして、さまざまな提案とか厳しいチェックの下で町政運営をしてこそ、住民にとってより良い政治になると思います。そして、この議会の活動を住民に報告するのも議員の大事な仕事の一つだと思います。

ところが、町は私たちの正当な議会活動で出した記事の内容が間違っている、町の名誉を傷付けたとして司法の場に訴えました。町は訴えるまでに手を尽くしたけど、私たちが謝らないからやむにやまれず訴えたと言いました。しかし、裁判官は十分な手は尽くしていないとの判断をして、判決文にはその旨書かれております。

その十分に手を尽くしていないというのはですね、一つは、議会で明確な否定をしていない事実に対して、私たちに納得のいく説明はありませんでした。議会で明確な否定をしていないと、何度も判決文にも出てきて

おります。

らっきょう畑の記事が出た後は広報なりを使って、いくらでも町の主張を町民に知らせることができたのに、町の名誉を回復しようと思ったら広報なりを使った方が時間的なことも考えて良かったのではないですかと、裁判官からも逆に副町長にあの場で質問しておりましたけども。つまり、公の場で堂々と反論できたのに、それらを真剣にやろうとしなかったと、植田副町長の証言を基に判決で述べています。

また、町は私たちと話し合いを何度も持ったと、そのことも手を尽くした内容に取り上げておりますが、この話し合いの内容は。私はこの話し合いの内容にももちろん全部出ておりますけども、とくかく私たち5人が間違っているから謝罪を下さい。しないならしかるべき措置を取ると、そういう内容でしたので、話し合いとは違い、終始、執行部の意見を聞き入れることを求めた内容でした。これは話し合いとは言わないと思います。これでは何度やっても平行線で終わります。

議会と執行部の間だけに限らず、世の中には多様な意見、多様な考えがあります。意見の違いは当然であって、それはそれでお互いを尊重し、反論もする。言論は言論で堂々とやり合うのが民主主義のルールではないでしょうか。そのようなルールを踏まないで、司法の場に訴えたことが違法行為と戒められていると思います。

判決で裁判官が言いたかったことは、町政を担う者は議会の厳しいチェックを受けるのが使命であって、気に入らないとか、批判記事が出て、それらを軽々に司法に訴え出 はいけませんよ、これは裁判制度の悪用ですよ、違法行為ですよと言っているわけですね。

不当訴訟を起こした点は、執行部は反省をしているとの答弁もありましたが、この訴訟に賛成した議員の皆さんも反省をし、執行部とともに責任を取るのが世間一般の常識だと思います。執行部が不当訴訟を起こしたその行為は、賛成する議員がいて訴訟になったわけですから。執行部は違法をしたという点では、自覚をして反省をしてると言いましたが、自分たちで違法な行為をしておいて、それで生じた裁判費用と賠償金を町民の税金で支払うのは、自分たちの過ちを町民に尻ぬぐいをさせることだと、私は思います。

裁判費用、賠償金、約105万円なにがしを、町長、副町長、賛成した議員で支払うのが、私は心から反省をしている人の態度ではないかと思えます。

先ほどですね、明神議員が質問をしたときに、監査委員さんの見解がありました。私はその監査委員さんの見解を聞いてですね、これも判決というのは全体の流れがあって言ってるのに、少し足りないんじゃないかなと思ったので、ついでにここで付け加えますけども。

この裁判は2つありますよね。1つは、町が私たちを訴えた。これが本訴です。それに対して私たちが反訴をしました。その2つあります。その2つあるものに対して、監査委員さんは反訴についての理由だけ述べられました。だから、これは議会で議決をされているし、公の税金で払って当然だということを言われましたが。私は、先ほども言いましたが、これは判決全体を表した内容を読み上げたとは思えません。

それはですね、ここの判決文にいろいろありますけども、本訴の提起の目的と。どういう目的で本訴したかということについてですね、裁判官が意見を（ア、イ、ウ）まで述べています。そして、最後に被告らの損害は、じゃあそれでどうなったかという点を、4番にあるんですが、その点だけですね、監査委員さんは読まれました。

この最初ですね、本訴の提起の目的等という所が、私はまたひとつ大事なことだと思うんです。それには、もう読んでると時間はもちろんありませんけども、この判決自体の大きな趣旨を書いているわけですよ。

本件記事は社会通念上、町政批判として許容される範囲を逸脱するものとしては認められないから、で、いろいろこう書いてありますが。原告が町議会議員であるから、被告らの批判によって名誉等が棄損されたという理由で、安易に損害賠償請求をする場合には。それ以後、被告らの原告の行政執行について自由に批判する

ことに萎縮的効果が生じ、被告らの表現の自由や政治活動の自由に対する制約となりかねないことなどを考慮すると、このような損害賠償請求をすることが裁判を受ける権利があるといっても、極めて高い必然性や相当性が認められなければならないものと解されると。そういう点ですね。

また、反論することは容易にできたのに、森議員の問題ですね、議会で言ったことですね。反論することは容易であったと考えられるにもかかわらず、反論することはなかったと。この指摘を明確に否定することもなかった。で、少し飛ばして。反論があるんだったら、言論をもってこれをしなさい。

その原告の町長が、議案を町議会に提出して、可決承認を得てまで多数の力を頼み、町議会議員である被告らに対して損害賠償等を求める訴えを提起するというのは異例の事態である。で、どうしてこういう異例の事態をやったかといったら、制裁目的であったと。こういうことが、ずっと（ア、イ）まで書かれてありまして、（ウ）ですね。

以上によりますと、本訴の提起は裁判制度の目的に照らして著しく相当性を欠く場合に当たり、被告らに対する違法な行為というべきである。

カッコにありまして、本件は提訴者が当該訴訟において主張した権利または法律関係が、事實的、法律的根拠を欠くものである上、同人がそのことを知りながら、または通常人であれば、容易にそのことを知り得たのにあえて提起したという前記最高裁判決の例示と異なる事案ではあるが、その評価として、裁判制度の目的に照らして著しく相当性を欠く場合という点において、同判決の射程内のものということができる。従って、本訴は不当訴訟。国家賠償法上の不法行為に当たると認められる。

これが、この裁判の本訴の方の裁判判決の結論です。

それについて、じゃあ私たちが反訴した被告らの損害はどうだったかということで、金子監査委員が取り上げた内容です。（アとイ）がありますよね。

だから、私は両方のことを取り上げてやらないとですね、金子監査委員さんは、これはまあ一応ですね、政争の要因なので、それへ行政の監査委員が入るのはいかなものかと、介入すべきではないということがありまして自分の意見を述べられたのですし、私は監査委員さんに質問を出しておりませんので、監査委員に直接聞くことはできませんが。

ここにですね、公務員さんはまあいろいろと保護されています。それは、公務員さんがいろんなことができなくなる、萎縮しては困るからそういう法律がありますけども。それをもって、重大な過失がない限りですね、公費で支払って当然だと、そういうふうに言われたと思うんです。だから、公費で払う、税金で払うのが適当と考えるという意見を述べられました。

私はですね、この本訴について書かれてある内容、国家賠償法上の不法行為であると。これは不当訴訟である。要は、違法であるということが言われてます。公務員さんがですね。公務員さん、自治体の長、また執行部はですね、一番、法を守らなきゃならない。その法を守らなきゃならない執行部が法に違反しておいて、それを過失でないというのなら何と言うんでしょう。私は重大な過失だと思うんです。

だから私はですね、この裁判費用というものは、町長、副町長、それから賛成した議員は、それはまだ執行部が答えることはできませんけども。当事者がですよ、違法な行為を起こしてるわけですから、それに対する責任というのはお金でですね、きちっとですね、賠償金というのは自分たちで払って、町民の税金で尻ぬぐいさせる、そういうべきじゃないと思うんですが、その点はいかがですか。

議長（山本久夫君）

宮地議員、ちょっとだけ一言申し述べます。

一般質問ですから、他の議員の質問を引用したり、答弁を引用することはいいんですけど。たびたび出てま

す、今の代表監査委員の答弁のことを論評するような質問は避けたらいいと思いますので、今後気を付けてください。

(宮地議員から「分かりました」との発言あり)

副町長。

副町長 (植田 壯君)

お答えします。

まあ、違法な訴訟の責任をどう取るかという話だと思いますけれども、これにつきましてはですね、まあいろいろとご意見もありましたけれども、町も当然訴える権利があるわけございまして、その場合には当然、議会の議決をいただいてですね執行するという状況でありますので、制度上我々はこういうふうになっておるというふうにとらえております。

しかし、先ほど来、議員が言われますように不当訴訟ということがございましたので、そこはですね道義的責任を取らざるを得ないだろうということで、町長と私がですね道義的責任取ってですね、まあ、この裁判費用といいますが、全体の弁護士費用と裁判訴訟、損害賠償含めてですね、全体の金額にはなっておりませんが、その部分のですね、まあ、ある一定部分の費用につきましては減給でですね対応させていただいたというところがございますので、ご理解もいただきたいと思います。

当然、住民自治につきましては、これまでも町長が言いましたようにですね、そのことについては我々も常に頭に置きながら執行をしてきたつもりでございますけれども、こういうことがあったということで今後はさらにですね住民自治を念頭に置きながら、住民に信頼されるですね行政執行に努めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長 (山本久夫君)

宮地さん。

6 番 (宮地葉子さん)

監査委員さんのことでは大変失礼致しました。

今の副町長の答弁ですけどね、これ確かに議会で議決をされておりますが、これはまずはですね、訴えなくともいい訴訟を起こしてるわけですね、1点は。

それから、議会で議決は確かにされておりますが、あのときは賛成した議員が7名、反対した議員が4人、私たちは外に出されております。実際は、反対は9人で賛成が7人という点では、本来の過半数を超えてる賛成ではないんです。

そういう点から考えましてもですね、私は、やり方として制度の問題だと言われましたけど。やり方として、その道義的責任で自分たち給料下げたと、報酬を下げたと言われました。それで賄って当たり前だと。当たり前という言葉ではありませんでしたけど、給料を下げてるんだと言われましたが。私は、自分たちが不祥事を起こしたら、やっぱり、その部下が不祥事を起こしたのであってもですね減俸しますよね、どこでもね。

減俸と賠償金を支払うのは、私は別だと思います。賠償金なり裁判費用というのは、あなた方が訴訟を起こさなくてもいい訴訟を起こしてるわけですから。起こしたときに、これは違法ですよと、裁判制度の悪用ですよと言われてることについてはですね、道義的責任以上に自分たちの本来の責任、それを取るべきだと思うんですが、そういう考えはお持ちじゃないですか。

議長 (山本久夫君)

町長。

町長 (大西勝也君)

これまでの答弁と重複致しますけれども、司法の場であらゆる事項をご協議いただいて、こういった判決本文が出された。それに従って、制度上の対応をさせていただいた。しかしながら、それだけでほんとするらしいんですかと。

これは昨日でしたか、答弁の中では、一般常識から考えて社会的批判を受けるものであると自覚をしてございます。そういった中で、道義的責任の取り方が一体あるのかといったことで、私と副町長の減俸をさせていただいたということでございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

次に移ります。

入札について伺います。

このネーブルテレビ事業で約2億5,000万円の入札は、私は疑問を残してる内容だと今でも思っております。この入札では11の業者が指名されていましたが、そのうち7社までが入札を辞退しております。この不景気に、業者はのどから手が出るほど仕事を求めていると思うんですが、なぜ11社中7社までが辞退をしたのか、1つ目のこれは謎があります。

2つ目の謎というのは、本来なら4社の入札になった時点で、再度入札を仕切り直す必要があったのではないかと。なぜそれをしかなかったのか。これも謎です。

3つ目は、入札当時、業者が1社だけ来ていないので、駐車場まで捜しにいった事実。入札が12もあって混雑していたと、そういう言い分が堂々と通用する、そんな皆さんとも言える入札の仕方に何の疑問も持っていないのか。まあ、場所がないからということで終わらしていいものだったのか、疑問が残ります。

それでお尋ねします。

黒潮町の指名競争入札心得には、4番ですけども、それにはですね。

入札者は、入札執行者の指定する場所に待機しなければならない。無断で指定する場所を離れた者、入札時間に入札しない者は辞退したものと取り扱う。

このように書かれてありますが、まずですね、この入札心得の文章についてお尋ねしますが。

無断で指定する場所を離れた者は辞退したものと取り扱うというこの文章は、つまり失格という意味で取ってよろしいんですか。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

当然、無断で離れた場合にはですね、失格というふうに考えております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

まあ、それですけど入札というのは厳格に行われるのが本来の筋だと思います。

しかし、黒潮町では入札の待機場所を庁舎の敷地内であれば認めるので、駐車場まで捜しにいかなくても遅刻ではないという答弁をしております。このあいまいさ。

まあ、外から見ますと皆さんとも言える入札業務の在り方を即座に改めるという答弁はなかったと思いますが、どうでしょうか。今でも待機場所というのは庁舎の敷地内であれば認められているのでしょうか。

認められてないんなら、どこまでを待機場所としているんでしょうか。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

現在もですね、そういう形で待機場所は、まあ1階ないし2階のですね大ホールということで定めてやっております。で、なおかつですね、この前も答弁致しましたけれども、入札件数が多い場合にはですね、もう1カ所に絞って、大ホールということで指定をしてですね、やっております。

その当時はなかなかですね、場所的にもいろいろなかったということもあってですね、そういう1階、2階をですね基本的に待機場所というふうにしておりますので、まあ、この敷地内という話もありましたけれども、それはですね、前回の質問のときにも答弁させていただきましたけれども、その付近ということでとらえていただければというふうに思ってます。そういうふうな社会通念上で考えたときに、そういう付近ということで考えておりますので、よろしくをお願いします。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

今はですね、1階と2階の大ホールを。たくさんの方はもう2階の大ホールに定めてると。やはりそうすべきだと思います。そういう方向で黒潮町の入札が進んでいるということだそうですが。

このような入札のやり方、以前のもですね。それは合併前の大方、佐賀、両町とも大体敷地内と、佐賀でも敷地内は認めると、そういうふうに行われていたのでしょうか。それとも合併後、変わった点があるのでしょうか。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

佐賀の状況は分かりませんが、旧大方の方につきましては大きく変わった点はございません。

先ほど言いましたように敷地内ということはですね、その付近ということで、1階、2階の付近ということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

恐れ入りますが、佐賀の課長さんもおいでしますので、佐賀ではどのような入札方法を合併前までやっていたか、分かれば答弁願いたいんですが。

議長（山本久夫君）

地域住民課長。

地域住民課長（大塚一福君）

私の分かってる範囲でお答えします。

佐賀庁舎においても、あのホールがあります。ホールの中が大体基本的に、あの隣の会議室が入札会場になっておりまして、その隣を業者の待合室、控室という形に取って対応しておりました。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

突然すいません。大塚課長に答弁いただきましたけど。

その敷地内と、その付近というような対応も佐賀では取っておりましたか。

議長（山本久夫君）

地域住民課長。

地域住民課長（大塚一福君）

具体的にそのような、まあ事例等ありませんが。まあ基本的に大ホールをもう控室ということで考えておりますので、まあ、急用にトイレに行く場合もあるかと思いますが、基本的にはあの大ホールを控室という形で対応しておりました。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

これはもう入札のやり方からこういう問題に発して、まあ今現在まで引きずってきた問題ですが、まあ佐賀ではホールを基本的に待機場所にしてた。大方もう黒潮町になってから、まあ今現在はずね佐賀も大方もないですから、黒潮町としてはもう1階、主に2階の大ホールを待機場所にすると。そして入札心得に基づいて、もちろん入札がされるわけですけども、入札執行者の指定する場所に待機しなければならないと。それで、無断で指定する場所を離れた者、入札時間に入札しない者は辞退したものとして取り扱う。つまり失格だという方向を、これは厳格に今後も取っていかれると思いますし、そのことを望みます。

この判決の根底にある一番大事なことは、今まで何度も言っておりますけども、住民自治とはどうあるべきかということを明確に知らしめたことだと思います。今それを守っていくと、副町長の方から答弁もありました。それを一番守るべき立場にある地方自治体の執行部と、それを監視する議会に厳しい警鐘を鳴らした判決だったと思います。なぜなら、住民自治が守られない政治で一番被害を被るのが、そこで生活をする町民だからです。判決で町の訴えを、裁判制度の悪用、違法行為とまで言ったのは、反対意見や批判勢力の口をふさぐことになるからです。住民が自由にものが言いづらくなる。そんな政治は民主的ではありませんし、住民にとっては一番良くない政治です。これが判決の趣旨だと思います。

最初にも言いましたけども、こういう判決を出していただいた裁判官の良識には心から感謝をしております。

この裁判の趣旨は執行部も、訴訟に賛成した議員の皆さんも理解していることと思いますし、これからボディーブローのようにじわっと効いてくる、そういう重さを持っていると思います。

そして、この判決が今後も住民自治を生かした、住民を主人公とした政治を行うための一助となってくれることを望みまして、私の質問を終わります。

議長（山本久夫君）

これで宮地葉子さんの一般質問を終わります。

この際、15時5分まで休憩します。

休 憩 14時 49分

再 開 15時 05分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、坂本あやさん。

4 番（坂本あやさん）

それでは、通告書に沿いまして私の質問をさしていただきたいと思いますと思っております。

今回は2点お願いしております。国道56号改良事業、庁舎移転、入野、佐賀地区の避難道の整備を問うということが1点と、それから、産業振興を問うということの2点を質問させていただきます。

まず、1番の国道56号改良事業、庁舎移転、入野、佐賀地区の避難道整備を問うということについて、カッコ1から答弁を求めます。

佐賀の文教地区の避難対策として検討された避難道の要望はその後どのような計画で、その後どのようなになっているかということについてお伺いします。これについては、佐賀を大臣が視察していただいて新たな避難道の計画というのを挙げられましたが、残念ながら、まあ残念というか、良かったとかどういふ表現を使ったらいいかよく分かりませんが、まあ政権が交代したことによって、この事業がちょっと頓挫してしまうのではないかとこの部分も心配を致しておりますが。

ただ、この計画された計画は、黒潮町の文教区の避難計画としてはとても大事なものだと思っておりますので、これをどのように継続し、実現をしていくかということについてお伺いしたいと思っております。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、坂本議員の1番のカッコ1ですね。佐賀文教地区の避難対策として検討された避難道の要望とは、どのような計画であって、どのように進んでおるかということでございますけれど。

まず、佐賀の保育所、それから佐賀の保育所および佐賀中学校は、平成20年度から平成24年度にかけて約14億5,000万の集中投資をして整備してまいりましたが、今回の内閣府中央防災会議の想定では、それらの福祉文教施設なる場所が15メートルから20メートルという浸水深となっており、大変深刻な事態となっております。そこで、5月と10月に防災担当大臣が視察に来られた機会には、黒潮町の津波防災対策の最重要課題として訴えてまいりました。特に10月の下地大臣が視察に来られた際には、大臣の方からもですね、学校から直接裏山へ避難する対策を考えてみてはどうかとの提案をいただきました。

黒潮町と致しましては、将来的にはこれらの福祉文教施設は安全な高台へ移転することが好ましいと考えていますが、いつ発生するか分からない南海地震の津波に備えるためには安全に避難することができる避難路の確保は喫緊の課題でありますので、大臣のご提案を参考に、園児児童生徒および地域住民が活用できる避難道の構想を描き、11月8日に大臣に要望をしてまいりました。これは直接大臣室で要望したわけでございます。その際には、大臣の方から大変力強いお言葉をいただきましたが、黒潮町の財政事情をかながみると、現在の国の事業スキームでは多くの課題がございます。その後、衆議院の解散等もある中で、この避難路の構想はまだ具体的な事業への展開には至っておりません。

以上です。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4番（坂本あやさん）

そうですね、こういう形でまあ進んでいるにしても、この避難道ができることによって、この会所地区であるとか一番危険だといわれているその佐賀の住宅地、一番ということではございませんね。その危険な状況にさらされるであろうというその住宅地の皆さんが避難するには、大変有効な路線の建設であると私も思っています。ぜひですね、この要望をですね引き続き強く要望をしていただきたいと思います。できるできないというのは、まだすぐに結果も出ないとは思いますが、ただ町長はいつもおっしゃっています、住民を守るための最大の努力をすると言っていていただいておりますので、せっかくこうして大臣に直接要望した事項でござい

ますので、たとえ政権が変わろうとも、やはり黒潮町、日本一浸水位置の高い地区でございますので、そこを守るためには国の力を全面的にいただいていたきたいと私は思っております。

町長、いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

ご指摘いただいたとおりでございます。可能な限りの命を守る施策を講じていかなければならないと考えてございます。しかしながら、現在黒潮町と致しまして、本当に数多くの制度改正の要望であったり財源的な要望をさしていただいているわけでございますけれども、これにはどうしても時間がかかります。政権交代後、この防災がいかなる形で進んでいくのかはまだ本格的に国会が始まってみないと分かりませんが、与えられた状況下の中で最大限の努力をしていくという姿勢には全く変わりはありません。

また、これまででは町単独の、いわゆる町の事業に対する有利な財政支援、こういったものの制度改正であったり法改正であったりの要望をさしていただきましたが、そうではなくてももう少しマクロに捉えて、結果黒潮町の防災対策が進むと、こういった視点も必要だと思っております。年内には組閣されるというお話もお伺いしておりますので、直ちにまた新年から要望活動にも一生懸命頑張りたいと思います。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4 番（坂本あやさん）

このことについては今すぐに結論が出ないというふうに私も思っておりますので、今後の状況を見させていただきますと思っております。

カッコ 2 番です。

カッコ 2 番も同じような状況であるとは思っています。前回、6 月議会でこの質問をしましたので、すぐに大きな変化があるとは思ってはいないんですけども。ただ、やはりこういうことを常にやっぱり私たちは問い続けていかなければならないと思っています。大変ここで言うのは私はどうかとは思いますが、今回の議会の答弁の中に、なかなかその継続して事業を続けていかないという状況がありました。それは情報基盤の答弁の中にもありましたけれども。やはり期間を開けて要望をするのではなく、やっぱりやるためには詰めて詰めてやっぱり要望をし続けるというのは私は大事なことだと思っておりますので、私も今回この質問はちょっと時期的には早いかなと思ったんですが。

前回、課長の答弁の中でですね、検討しますということがありました。この地区については、まあ入野地区を中心とした避難道と国道改良との関係についてということで質問させていただきまして、入野の中の東の早咲地区、芝地区、浜の宮からの田端線への拡張等々の重要な 3 路線の問題については、これから地域に入って懇談会や、それからいろんな形で住民の方々のご意見を聞きながら進めていくということがございましたので、今どのような状況にあるのかということについて確認をさせていただきたいと思っております。

お願いします。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

それでは、坂本議員のカッコ 2 のご質問に対してお答えを致します。

国道 56 号改良事業と入野地区の町道の避難道整備について、その進捗よく状況ということでございます。入

野地区の避難道路、先の6月議会に予算を計上させていただきました。適用する補助事業を都市防災総合推進事業ということで、その事業の進ちょくと、そして一般国道大方改良の進ちょくも併せてご答弁させていただきます。

まず、一般国道大方改良の事業でございますけれども、ご存じのように、黒潮町が用地購入について国交省から事務委託を請けてございます。現在は入野本村地区を中心に用地買収に入っております、いよいよ最終的な山場に差し掛かっているとの認識を持ってございます。また、国交省の方では来年度から芝地区でも一部工事に着手する予定を持ってございまして、その工事の進ちょくにも寄与しようと、職員も日夜頑張っているところでございます。

また、中央3路線の津波避難路のその後の進ちょくでございます。3路線のうち、中央の幹線避難路というのをご説明したかと思えます。中央と、そして西の芝地区、そして東の早咲地区と、この3つを中央3路線というふうにご説明を致しました。この中で現在は中央の幹線避難路と、そして西側の芝地区の避難路、合わせて一括の設計業務を発注してございます。この設計業務には概略設計と、そして詳細設計の二通りでございます。この中で、芝地区の町道芝西線を避難路として使う計画を持ってございまして、この路線は詳しく申しますと、芝の集落内から下田の口方面へ向かう町道本村田ノ口線というものがございまして、人家の中を過ぎてやや田んぼに差し掛かった所から山側を向いたら入野駐在所が見える、あの駐在所の方に向かう、まあ延長150メートル程度の町道でございます。その町道を改良しようと、避難道に使おうと、こちらの方は概略設計ではなくて、すぐに工事が発注できるような詳細設計を現在進めているところでございます。喫緊にやることよって、避難路として使うことももちろんですけれども、日常生活の利便性にもつながるのではないかと考えているところでございます。

そして、そこから山の方に向かう町道上の前線というのも6月議会のときにご説明を致しました。その路線はちょうど坂本議員所の前から黒砂糖を作っていた工場の前を通って山の方に上がって行く路線ですけれども、先ほど申しました、大方改良の工事と交差する部分で調整が必要となってまいりましたので、その部分については少し先送りをしたいと、そのように考えてございます。

そして、中央の幹線避難路でございます。土佐くろしお鉄道の両町踏切付近から、新庁舎の建設予定地へ至るルートでございます。6月議会のときに坂本議員も絵を描いてご説明くださった現国道との交差形式につきまして、極力立体交差とするような計画を基本に致しまして、津波来襲時のときに交通弱者の方が一刻も早く高い場所に避難できるよう、車避難を想定した道路構造を検討中でございます。その一方でコスト縮減、これも必要でございますので、現国道の所を平面交差とする案も併せて検討すべく、さらに事は急を要しますので、支障となる家屋も極力少なくなるような、そういったことも検討しながら概略設計を進めているところでございます。

そして、東の早咲地区でございます。こちらは国道の改良事業とは直接関連しませんけれども、早咲地区の避難場所となっているタバコ乾燥場へ向かう避難路、町道下風深線の道路拡幅改良、そして東部の避難路となりますその拡幅改良も併せて整備する計画で、現在設計、そして測量を進めてまいっているところでございます。こちらの方につきましては、もう少し具体を帯びてございまして、測量に入って地権者の方々や地区の役員さんのご協力も得ながら、その業務を進めているところでございます。この早咲地区の避難路が完成すれば、東部と、そして中央からの循環型の道路ができるようなことになろうかと思えます。

そして、浜の宮から、そして大方中学校に向かう町道田端線でございます。こちらも現在業務を発注してございまして、測量、そして地権者の方々に境界杭を打って、道路がどこまで通るかといった境界杭を打って用地のご相談をしているところでございます。

いずれに致しましても、避難困難地域の方々のスムーズな津波避難が最大目標でございますので、入野地区の減災効果の充実を早急に図ってまいりたいと、そのように考えているところでございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4 番（坂本あやさん）

今のご答弁聞いて安心をしております。この調子で順調にですね、この事業を進めていただきたいと思っております。そういう思っているのは私だけではないと思えます。

国道 56 号につきましては、今課長の方からご説明をいただきましたが、本当に長い期間がかかっております。それで、前回も私言いましたので繰り返しになりますけれども、この道路がここまで遅れてきたことが地域の皆さんの安全性に有利に働くそのために 56 号が活用されたいというふうに願っています。また、この道路については非常に強い思いを持っていた方が他界致しました。私たちはこの方のためにも、道路を一日も早くつきたいと思っておりましたので、非常に残念な結果になっておりますが、ぜひその方の思いにも報いるように、一日も早くこの道路を完成させたいという思いで今いっばいでございます。幸いにも、私たちが心配しておりましたが、地域の地権者の皆さんがだんだんにご協力をいただいて、この道路に協力していただけるように今はなっておりますので、本当にその大事な財産、それから住み慣れたおうち。そういったものを協力して、これからの道づくりを進めていただける今の状況の中です、一日も早く国交省と協力して、日の目を見るような事業を進めていただきたいと思っております。

それと、今のこの町道の整備でございますけれども、こちらの方も先ほど課長からご説明ありましたが、地権者の皆さんに当たっていただいたりとか、それから具体的な計画の発注をしていただいているということでございます。

この見通しというのは大体どのくらいの年度で完成するのかわかるというところも心配なところなんですけど、まだそこについては未定でございますでしょうか。事業費もないということでしょうか。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

お答えします。

予算を 6 月議会に計上させていただいているところを、ただ今一生懸命、完成期限に向かって進めている最中でございます。全体の流れは 3 月 30 日までということでございますけれども、早い所では、用地交渉等も終わればその時点で設計業務は完了して、次の 25 年度の予算に向けて実施設計を係の中で作っていくと、そういったことでございます。業務が一つ一つ完成した所から次に向けての準備を整えていると、そういったところでございます。大きな工事、特に現道がない所に新しい道を作っていく所ではさまざまな協議が伴ってまいりますので、早くできるように頑張っているところでございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4 番（坂本あやさん）

それで前回も質問したときに、課長の答弁の中にありましたけれども、地域の意見を聞くというお話がございました。で、町長の今回の答弁の中にもですね、今度はもっと細かな形で防災の話、それから避難の仕方、

具体的な、集落であれば班単位まで落とした形での各地区での避難の状況を換案していきたい。それから住民の皆さんと話し合いを持っていきたいというご説明がございましたが、具体的にその日程というのはいくつから動くようになるのでしょうか。それと、今ここでお話いただきました、こういった避難道の計画というものはなんですかけれども、そういうものをある程度地域の皆さんに、まだできるかできないかということが分からないということで、明確にこういついつできますよということについては無理だけれども、やはり町としては皆さんの避難についてこういうふうなことを国から予算も頂くことも考えながら計画をしているんですよということをですね、併せてご説明いただきたいなと私は思っています。

と申しますのは、今回は私の地域のことで大変恐縮なんですけれども、芝には公園がございまして、今までは農村公園というのが避難場所になっておりましたが、そこが津波の浸水高よりも低いということですね、あ、低くはないか、ちょっと切るので低くなるので、そこではちょっと間に合わないということで、新たな避難場所を構えなければいけないということで話し合いをしたりしていますけれども。地域の方はその地域の中でとどまって、3日なり4日なりそこで生活を、避難を送らなければならないという考え方をもちでございまして。ですが、新しい庁舎、ちょっと次にいったらまずいんだけど。まあ新しい庁舎ができますと、新しい道、新しい庁舎ができると、その避難のルートというのがおのずからやっぱり変わってくるわけですね。それで、私なんか地形を少し見せていただきますと、入野地区の山というのは、裏山がずうっとこう稜線を伝わって錦野の山の方にこうずっとつながっているような部分がありますので、移動する高台があると。高い道があるというふうに考えています。そうなるんですね、その道路から逃げてきて高台に逃げた後、今度避難場所としての基地になる庁舎への移動ルートというのを山伝いにこう通っていけるという法線がまた出てまいりますので、そのこういう計画があるということですね頭に入れた中で次の、第2のルートはどうするかということが地区の中でだんだんに話し合われるような状況になっております。で、その次どう逃げるかという所がないとですね、なかなか入野地区の中ではそれ以上の話に進まなくて、とにかく備蓄がたくさんここに要るよねとか、それから毛布が幾つ要るよねとかというようなことに周知した話し合いがなされたりすることがございます。

それぞれで用意はすることは必要でございますけれども、効率のいい避難をするということから考えるとですね、この新たな道がこの入野地区にできるということと、それから56号と新しい町道とを利用しての新たな避難ルートの構築ということが集落の中で話し合わなければならないと思っています。そのことがありまして、今回の各地区へ入ってもっと詳細な避難の計画を立てたいとおっしゃっていただきましたので、そのあたりの計画についてですね、話す内容等につきましてこういうことを考えていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

お答えします。

まちづくり課で担当している避難の方は、主にハードでその避難をリカバリーするようなことでございます。ご存じのようにハード事業、いわゆる道路整備をしても、それを使う方が機能的に使われるものでないと、その造った意味もございません。道路の計画に当たってはソフトも併せて計画をしなければならないことはもうご承知のとおりでございます。

そして現在、中央幹線避難道のことでございますけれども、皆さんのところにお示しして議論できる資料を現在作成中でございます。これが完成しますと、情報防災の方にも一定お示しして、地区に入っているいろいろ使

い方等、そして逃げ方、どこの地区の方がどこをどう通って逃げるにはどうしたらいいのかといった、たたき台を作成中でございますので、その時期が来ましたらまた地域に入ってご説明なり、またご意見を伺っていくようなこととなります。

よろしく申し上げます。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では各地域へ入っていくスケジュールのご質問がございましたので、私の方からそのへんについて、現在計画してる範囲をお答えしたいと思います。

各集落の各班別に落とし込んだワークショップ、恐らく300回くらいになりはしないかと思っておりますけれど、これは2月から1年間、つまり来年平成25年の2月から26年の1月にかけて実施してまいりたいと思っております。実施する地域の対象は、津波浸水危険区域40カ所と考えております。40集落です。そこに入っていきたいと思っております。

それで、どういうふうなことを内容とするのかと申しますと、このワークショップの目的はまあ3つないし4つあります。1つは、まず防災に対する啓発事業。それからもう1つが、いわゆる避難方法ですね。避難をどのようにされようとしているのか。これは車の避難のところで言いましたけれど、これからの詳細の地域の詳細のルールを作る上で必ず必要でございます。そういうふうなリサーチ。それからもう1つは、防災隣組と申しますか、事が起こったときに最も頼りになるのは身近に住んでる方。しかも、声が届く範囲の班単位が最も有効と考えておまして、そういうふうな防災意識の効用。そしてさらにですね4つ目というのが、これはこういうふうな事業を入れることによって、雇用対策。まあ4名ぐらいの調査員が要ると考えておりますけれど、そういうふうなことも踏まえて実施していきたいと思っております。さらに細かいどういうふうなリサーチをするかについては今後少し時間頂いて、ここ1カ月ぐらいで詰めていきたいと思っております。

それからもう、1つ提案ありました第2の避難ルート。今後、町の方はですね防災地域担当も踏まえて、地域の方と、地域の自主防の方とか消防団の方とさまざまなことを一緒に考えていかなければならないと思っております。今年の6月から8月にかけては新想定に合わせた避難所の見直し、避難路の見直しをやらさせていただきました。そしてこれから、先ほど申しましたような班別の取り組みもしていきます。そして、その第2の避難ルートについてもですね、さらにこの地域担当制、あるいは自主防の方と一緒に考えていく機会をですね、今後計画的に設定していったら、順次ですね事業を進めていかなければならないと思ってるところでございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4番（坂本あやさん）

これからますます行政の皆さんには労力も掛かりますし、それから時間もかなり費やしていただかなければならないことがたくさん増えてくるなと思っておりますが、ぜひ本当に協力をして頑張っていただきたいと思っております。また私たち議会もですね、本当に協力できることは協力しながら、住民の皆さまのために一つでも役に立つことをしていかなければならないと思っております。

その中で1つ提案でございますが、今、いろいろな会合がですね夜やられているのが多いんですね。前回の会も夜の6時か7時、7時ぐらいからが多かったんじゃないでしょうか。働いていらっしゃる方も多いということの設定だとは思いますが、非常に高齢化が進んでいる地域が黒潮町でございますので、暗くなりますと

足元が悪くて、ご高齢の方はなかなか外出できないという現状があると思います。それで、いつも参加人数が少ない少ないというようなことでいろいろな会合の中で人数のカウントをしておりますけれども、今回その日常の業務があるので、なかなかその昼間の会というのは持ちにくいというふうにも思うんですけれども。ただ高齢者の方々です。ね生の意見を聞くためには、その昼間の会という設定もですね、ある程度やっていただく必要があるのではないかなと私は思っています。

今回、一番よく分かるのは、そうですね、学校単位で会をやってもですね、なかなか来られない方が現実的には多くて、それで皆さんにお声を掛けて一軒一軒こう回るということは難しいので、分からないまま、聞かないまま、そのまま過ぎておられる方というのが一番心配をします。私はもう逃げるつもりはないんだというような声が聞こえるということではですね、やはりそういう情報を持ち得てない方の表れではないかなと思っています。ですから、昼間の会の設定というのもぜひお考えいただきたいと思います。

それで、最近よく私なんかは地域に行きますと、そのご高齢の方が独りでいらっしゃるので、場所まで移動できない方が多いのですね。これから雇用も含めて検討されるということでしたけれども、そのリサーチのときにですね、やはり各家庭のリサーチ。それからその地域の中で、もちろん区長さんもいろいろ気を遣っていただいていますので、区長さんに聞けばほとんどのその地域の方の状況が分かるというのがこの黒潮町の良さでもあると思っておりますが、ぜひそのリサーチのときにですね、細かい方々の状況というのもつかんでいただけたらいいのではないかなと思っております。

それと、いろいろな関連の機関が今できております。あったかふれあいセンターで地域の現状というのも非常によくつかまれていると思っておりますし、それから、そのセンターがこれから各地域にどんどん、6カ所ぐらいこれから造っていかれるということですので、各地域のその防災の拠点というところにもなっていくのではないかと思いますので。そこでリサーチをするとかですね、そういう手だてをいろいろな形で取っていただくということにご配慮いただけないかと思いますが、どのような形でそのリサーチを行っていくのかということの意見としてひとつお受け取りいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

先ほどの懇談会のリサーチのことやと思いますので、私の方から続けてお答えしたいと思います。

班別の懇談会を考えておりますので、各地域にそれぞれ10件、あるいは15件程度の小さい単位になろうかと思っております。

会場につきましても、可能であれば班長さんのお宅とかですね、そういう身近な所で開きたいと考えております。

それから時間につきましても、もし昼間可能であれば、昼間ぜひやらさせていただきたいと思っておりますけれど。それは今後会をする上で調整をさせていただきたいというように考えております。

雇用のことは、この事業等実施するに当たって緊急雇用の事業を予定しておりますので、職員をですね臨時採用させていただいて、それからその教育をして、そして現場に行くというふうな手法で考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4番（坂本あやさん）

では本当に、地域の人たちの意見が一人でも多く町に届くような取り組みをお願いしたいと思います。

ちょっと後先になって大変申し訳ないんですけども、カッコ3番の庁舎の移転先の調査について移らせていただきたいと思います。

庁舎の移転先の予算がついて、計画が、調査が進んでいます。まだ私たち議員の方にもですね、詳細な設計のご報告とかいうのは出ていないので、ちょっと今心配をしているところです。順調に庁舎の移転ができるかどうかということについて、そのことについては結局56号の新しい道路との事業の進ちよくの兼ね合いということもありますので、非常にこの庁舎が動かないと道路が通らないという現状がございますので、この庁舎がどういうふうになっているのかということについて教えていただきたいと思っております。

それから、さっきダブってしまいましたけれども、地震津波からの町民の避難場所ということで、大きな、今度はこの新庁舎には使命がございますね。防災の司令塔としての庁舎の機能、それから避難所としての機能、それから通常の日常の業務を含めてさまざまな庁舎の機能というのが考えられると思います。今、庁舎の方には専属の職員さんがおられて、どういう新庁舎を造るかということで具体的な計画に入っておられると思うんですが、先日、私、ちょっと文学館とかあかつき館の係の方もしておりますので、やっぱり文化財の保護ということについてもどうだろうかというご心配の声をいただきました。新庁舎が持つ機能というのは、住民の知的財産の保護というのも大変大事なものに今からはなっていくのかなというふうに思っております。

そういう多機能な機能をこれからの新庁舎には求められていますので、これの計画をですね住民の皆さんも非常に心配をしていますが、今あまり新庁舎に対しての情報というものが出ていないので、今回質問をさせていただきました。新庁舎の計画はどのように計画されていて、どのように進んでいるのか。

それから、測量等をしてはいますが、その進ちよく状況はどうなっているのかということの2点についてお願い致します。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは坂本議員の、国道56号改良関連した庁舎移転のことについてお答えしていきたいというふうに思っております。

庁舎の移転につきましては、昨年9月議会で地震、津波対策やまちづくり、また住民の利便性等を幅広く考えてですね、通称スケン谷を選定させていただき、初期調査、まあ用地測量と造成設計の予算を議決いただいたところでございます。

議会の中から、まず用地調査を先行してというふうな要請を受けましてですね、用地測量に取り組んで、現在はもう完了しております。その後、議会との協議を経まして造成設計の方に進んでおりまして、現在の状況はですね、その造成設計と一部追加がございまして、その部分の用地あるいはまた造成設計というようなことで施工をしております。

それから、この造成をするに当たりましてはですね、住民の利用しやすい造成工法。これは高台ですので、そこにアプローチする道路のこう配等を検討、またあるいはですね、その用地の造成する場合に切り土の量等を勘案しながらですね、できるだけ造成費は低廉化したものにはしていきたい。しかしながら、利便性も取りたいというようなことで今検討を進めております。まだ詳細な設計には至っておりません。

全体計画の方ですけども。まあ測量をするに当たりましては、そこに予想される地権者の皆さまにまず連絡を取ってですね、一応こういうことでやっていきたいということを説明をして、まあ絶対いかんというわけじゃなくてですね、仮同意といいますか。同意書までは取ってませんけれども、そのような承諾を得て進めております。その中には、庁舎の造成地がメインですけども、そのほかにですね公営住宅、それから防災広場、

またそれに取り合わず道路もだいぶ分大きくなってまいりますが、そのようなことを検討しながら対応しております。

全体の用地買収において、当初ちょっと自分たちの思い違いがありましてですね、道路を買う用地の税制対策、あるいは庁舎、公営住宅のですね用地買収との差があることが判明しまして、それについては地権者の皆さんの公平性をできるだけ対応したいということで、その対応にですね時間が若干手間取るということが判明されてですね、質問にもありましたけれども、庁舎建設はいつごろかということですが、現在のところ28年度を大体のめどとしてですね対応してまいりたいというふうに考えております。

それから、文化財関係ですけれども。現在の用地関係につきましてはですね、県の方とは調整をしております。それでまあご質問の趣旨は多分そういうようなことを考えた、今後の文化財保護も考えた庁舎というようなことも勘案しましたので、その庁舎の構造かいうものについてはですね、今後早急に議員の皆さんとも、また町民の皆さんの意見も聞きながら対応してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4番（坂本あやさん）

28年度をめどにということですけど、これは完成と思ってよろしいのでしょうか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

はい。今、28年度中完成をめどに検討しています。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4番（坂本あやさん）

今ご説明いただいた中で28年度までに完成するというので、今24年、来年25年ということになります。3年ですので非常に急がれる事業であると思います。4年と3年と差がありますが、とにかく道路が先に走ってまいりますので、やはり一番動かなければいけない大きなものがいつまでもあるとですね、なかなか道路は通ってまいりませんので。そのあたりもやっぱり町の姿勢というのが、やはり事業を進めていくに当たっては大変大きな弾みになると思います。やはり黒潮町が一生懸命やっぱり防災のことを考えて、やっぱり防災に必要なそういう調査を推し進めているということをやっぱり見せてですね、やはり要望もしなければいけませんけれども、やるべきこともやっぱり形にして見せていくというのは大事なことだと思いますので、情報も出しながら、住民の皆さんに情報提供しながら、今庁舎はこんなふうになっているよというようなことをですね、お知らせしながら進めていただきたいと思います。その情報を出すということで地域の皆さんは非常に安心もするし、町はこんなことをやっているんだということで深い理解をしていただいて協力の体制もできるものだと思いますので、それをよろしくお願ひしたいと思います。

時間もちょっと少なくなってきましたので、今日の質問は1問目はここまでにしたいと思います。

2番目に移らせてください。産業振興を問うということでございます。

このことにつきましては前段いろいろと、このさしすせそについてはご説明をいただきましたので、非常に細かい説明をいただいたと思っております。私が特に気になっておりますのは、このさしすせその計画に基づいて審査が厳粛に行われたわけであって、その中でいくつかの商品が、14業者10品目でしたかね、が認定さ

れたということですね。この認定というのは、黒潮町長の判の座った認定証が送られる新しい黒潮町の特産品、さしすせそ商品が誕生したということだと思います。そして、その商品が認定されることによって、今度東京での商品の展示会とかそういう所でこの商品をPRしていくということもお伺いしました。

それが認定の具体的な、さしすせそ商品のメリットということになるのでしょうか。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

坂本議員の産業振興を問うの質問で、認定の具体的なメリットとはというご質問にお答え致します。

認定されました商品のメリットとしては、以下の点が挙げられます。

1 点目、黒潮印ブランド認証マークのシール張り付けやパッケージに印刷するなど、メイドイン黒潮町の安心、安全、高品質な特産品であることを広くアピールし、販売促進を図ることができる。2 点目、黒潮町の主催する、あるいは参加する物産展やイベント出店において、黒潮印ブランドとしてPR、推奨される。3 点目、黒潮町や町関係団体の業務で用いる物品に認証商品が優先して使用される。4 点目、観光パンフレットやインターネットにより、県外客に対し黒潮ブランドとしてPR、推奨される。5 点目、その他効果的な認証商品のプロモーション、セールスを検討実施されるなどのメリットがあります。

以上です。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4 番（坂本あやさん）

今いただいた説明はですね、町長が説明いただきました地産外消に向けての取り組みということだと思います。この黒潮町のさしすせそ計画に基づいた商品は、この地域から県外や東京とかそういう大都市、それから消費者に向けて発信するためのシールであったりとか、物産展への進出であったりすると思うんですが。この商品が本当にさしすせそ商品として黒潮町の中で支えられているという部分をですね、私はもう少しこのメリットとしてですね、黒潮町は作らなくてはならないのじゃないかと思うんです。今日の質問の中にもありました、特産品の開発の協議会と、それから新しい加工施設の第三セクターの話が出ておりましたけれども。それも地産外消という形を目指して商品を開発して、地域の外貨を稼いでくるという大前提の下に今建設されていく施設で、このさしすせその計画とは表裏一体というところが私はあるなというふうに思っているんですけども。

これを、その黒潮町が認定をしました、でもこの商品はなぜ認定をされているのか。これを素晴らしいよと言ってくれるところはどこなのか、というところをどのようにお考えになりますか。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

ご質問にお答え致します。

昨日、亀沢議員に答弁をしたわけですが。その内容で一番はですね、厳しい審査と申しますか、その商品に対して基準、特にその商標表示とかそういうもんに対して厳しく審査員の方が審査をしていただきました。その一番ショックと申しますか、その審査されてた中で、この辺では直販所なんかでも、今でもこの流通しているという商品として出されているものが、その裏にありますラベルの商品表示とかその他もろもろについて、ここでは売れるかもしれませんが、これを仮に東京とか全国で売ってくださいと言われてもなかなか私ど

もはよう売りませんというようなことをいただきまして。とにかくその審査の段階で、まずこの商品はどこへ持っていっても売れますよという、どこの方が買いに来て買って帰られても安心ですよという、まずそこを審査の中できちっと認証するというようなことで。そこで安心安全を作ってまず黒潮印、さしすせその商品、黒潮町の商品ならもう間違いありませんよという、その信頼をまずつくっていくということが一番大事かと考えております。それで、その商品にはすごい黒潮印をということになると、もう信頼でどこにでも出せるというようなことで取り組んでおります。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4番（坂本あやさん）

今ケーブルテレビの中で、さしすせそ計画についての説明をされている部分がありますよね。さしすせそ計画の商品を募集しています。それから、そのさしすせその商品を開発するためのお手伝いを町がやりますよということが、さしすせそ計画のそのPRの中で流れている文言です。その後にもう1つ出てくるのがですね、ぜひご家庭の中で黒潮町のさしすせそを使ってくださいってということが流れてアナウンスされているんです。私がこのさしすせそ計画で、このメリットというのはどこにあるのかなっていうことを考えたときにですね、このさしすせそを支えるバックボーンがどこにあるか、ということだと思っただけです。で、それがそのテレビの中で流れてきている、ご家庭の中でもさしすせその調味料を使ってくださいねっていう部分に込められるものだと私は思っているんです。だから地産外消はもちろん大事なことですけれども、その地産外消を支えるのは地産地消だと思っただけです。この地産地消ができない商品は地産外消には向かないと私は思います。

先日大方高校に行きまして、文科大臣賞の表彰を大方高校が受けました。大方高校が時事通信社の教育奨励賞の優秀賞になったということで、議会の方でも議長をはじめ、それから町長もご参加いただいて表彰状の伝達式を行ったことをごさいましたけど。

その中から生まれた商品にカツオのたたきバーガーというのがございます。このたたきバーガーに私も開発のときから携わらせていただいているんですが、これを売り出すためには、やはり開発から全国バージョンにするまでの期間4年以上かかっているんですね。その間は誰にも知られずにPRに走り回るといのが、商品を販売していく中では非常にその闇の部分というものが非常に長いわけですが、でも爆発的なブームになるのは一瞬のことですが、この商品を地域の特産品に育てようと思ったときには、やっぱり地産地消がないとやっぱりその商品は生き続けられないと思っただけです。今、全国のB級グルメとかいう形でいろいろな商品が地域から生まれてますけれども、これは地産地消から生まれてきたものでございます。その地産地消されたものこそが地域のブランド品として全国に流通していく、地域の人たちが食べてるんだったら味も安全性も大丈夫だろうと思って、ほかの全国の方々が食べてみたい、買ってみたい、送ってもらいたい、そういうふうな形でリピーターになってきて、やっぱり地域の経済が潤っていくということだと思っただけです。

ですから、私せつかくですねいい商品を皆さんお作りになっているんですから、ぜひ地産地消を含めてやっぱりそのバックボーンをしっかりとつくとあげることが大事ではないかなというふうに思っているんです。ですからメリットというのやっぱりその、例えばラッキョウを売りたいというお話がありました。しかしラッキョウは1袋が1キロ1,000円で売られるようになると、なかなか加工品にはできません。でも、それは黒潮町の特産品として出していきたい。ではどうふうにしていくか。で、その地域の中にできたそのB品を、今度は地域で地産地消するための商品として特産品開発協議会が作って、これを今度は給食に出すということが大事だと思っただけです。今、原発の問題だとかいろいろな形で本当に食の安全ということが言われておりますけれども、一番安心するのはやっぱり学校給食で食べられているもの、これは絶対安心だということにならなければいけ

ないと私は思っています。この学校給食に地域のもので地産地消で入れてはいるんですけども、こういう特産品というのは価格が高いというのが一番のネックですよ。家庭の中で食べようと思っても、白糖に比べると黒糖は値段が高い。ですからなかなか日常に使うのは難しい。ですが、これを使うことによって、やっぱり高くてもいいものを地域は使ってるんだ。それからそういうものを地域の中に波及させるんだという産業振興の意識というのが今から必要じゃないかと思うんです。

ですから、外貨を稼ぐ価格と、内部の価格というのは当然違いますので、そのあたりを特産協や、それからその今度できる第三セクターの新しい企業の方々にはですね、町が仕事をお任せするときにですね、そこを含めて考えていただきたいと私は思うんです。認定された商品は学校給食で使いますよとか、それから、さしすせその調味料というのを学校給食で使ってるんですよ。これがあると、外に出たときに絶対ほかの地域の調味料には負けないと思います。それはなかなか売れなくて、町がですね補助金を出しながらやらなきゃいけないような状況が出るかもしれません。しかし1年間、学校給食が1日1,000食以上になるわけですよ。その1,000食にラッキョウが1粒付いても1,000個。2粒付いたら2,000個。3粒付いたら3,000個が1日に消費されていくわけですよ。それが年間幾らになるのか。それから砂糖が、黒砂糖高いですけども黒砂糖の遠心分離機にかけると、粉の部分と液の部分とに分かれてきます。それを調味料に使うことによって、学校給食の中で黒砂糖が使われている。その黒砂糖は商品として外に出るときにはまた別の価格で売られますけれども、内部の中ではですね、内部需要ができるような価格設定をするとかですね。そういうことを私は、これからできる第三セクターと、それからさしすせその計画が一体化して行って、まず町の中にそれがないと駄目だと思うんです。

ですから、ちょっと話が横にずれて、またちょっとカツオたたきバーガーに戻るんですけど。そして外に広げたカツオたたきバーガーを、今年は地域の中で消費していただく方法はないでしょうかねということは今、高校生と一緒に考えています。最初にちょっとご相談したときに、教育長もぜひ学校の子どもたちに食べていただきたいねということでしたけれども、生ものというのが学校給食では取り上げることができないということで、現実のカツオのたたきバーガーが学校給食に出ることができないというような状況にあるんですけども。そういうところを地域の人たちがやっぱり食べて、やっぱりこれは安心ですよ、大丈夫ですよということを2、3年やっぱり続けていくと、放っとしてもほかの地域からですね学校給食で使われているさしすせそを送ってくれないかという話がですね、次来るのではないかなと思うんですが。

そのあたりはいかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

お答え致します。

その地産地消の関係でお答えさせていただきますので、その給食の方の件は給食センターのいいですか、給食の方はちょっと別にしてください。

第三セクターの準備委員会なんかでも、その給食センターとマッチングして売り上げを伸ばすこと、それからまた町内で、議員が言われていますように、そのあるラッキョウとか加工品なんかも使っていただければいいんじゃないかというようなご提案もありました。ほんで当然調味料なんかも、そのさしすせその中にもありますが、ご家庭で使っていただくようにというようなことで、町内でそうした料理するものに利用していただきたいというようにPRをしています。

それでまたその給食にということは、まだその協議までは教育委員会の方にもようしてませんのでこちらで

はちょっと返事はようしませんけど、そういうふうな取り組みをというご提案もあるということをお伝えします。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

学校給食で使えないかということでございます。

まず学校給食ですけれども、先ほど1,000食を超えと言われてましたけれども、約950食程度でございます。それから現在もですね、学校給食では一部使用をさしていただいております。地産地消の日という日を設けてですね、その日のメニューには地域の食材、例えばラッキョウとか塩を使うといったふうなことは行っております。

それから、例えば調味料ですけれども、先ほど言われましたように、砂糖でしたらなかなか直接黒砂糖は使にくいとか、それからみそでしたらこしてですね、粒をなくするとか。それから酢でしたら、ちょっと量的に難しいかなというところがあって、今は香り付けに使っているようです。そういったもろもろの条件がございますけれども。

一番ネックになるのはですね、例えばやはり価格ですね。価格が高いということが一番ネックになります。限られた食材費ですので、その部分でいかに使っていくかということになるかと思えます。特に調味料はですね、地域の調味料ということであれば安全安心な調味料ということで安心して使えますし、ぜひそういった価格面、あるいは製品の条件等がですね、学校給食で使える部分があればですね、これからは積極的に使っていくようにしたいというふうには考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4番（坂本あやさん）

考えていただけるということの上に、まだなおちょっと説明を加えるようで申し訳ないのですけれども。

例えば酢っていうのは、ブシュカンが酢ですよ。それからまた、きび酢なんかも特産品としてどんどん作っていらっしゃる。それは特産協であったりとか、その第三セクターになろうとする工場なんかがどんどんどんどんそういうことは作っていくと思うんですが。

そういうことを使うときに、価格が高い部分はその産業振興という形ですね教育の部分もありますけれども、産業振興と教育のマッチングとかですね、それから今、福祉と産業のマッチングというようなことがあると思います。小さな集落、小さな小さな町ですので、1つに特化してやるということはなかなかその労力も要るし、人材も要るし、金も掛かるということですから。それぞれの、今はもう異業種のコラボレーションというのはもう当たり前になってきてますので、そういうところからどんどん新しい商品も生まれていますし、そういうことが地域の産業の底上げに、新しくセンターができることによって産業の底上げにもつながっていくということになればですね、これは私はせんさく的に入れるべきではないかなと思うんですが。

町長はいかがでしょう。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

取り組みの内容については、ご提案いただいた内容については積極的に検討すればいい案件かなとも思いま

す。

ただ、これも答弁重複致しますけれども、特産協をですね今後維持継続さしていくためには何が必要なのかといったときに、ほかの要素を重要視して、それを特産協が担うのか。あるいは、特産協を継続させていただくために一体どういうファクトが必要なのか。これはアプローチが全然違うわけですね。僕は、このままやったら継続は難しいと思っています。この継続させていただくためには経営企画が成立すべきであって、この経営計画は一体いかなる経営計画であるべきなのか。僕はその経営計画ならびにその一年間の活動計画であったり企画を組む段階で、不確定要素と希望的観測は一切排除するのが理想だと思っています。そういった、できるだけ、言葉はどうか分かりませんが、ドライな計画を組む必要があると思っています。認証商品見ていただくとわかりますように、既存の経営体の商品に話していただいたということになってございます。本来でしたら、商品開発にもっともっと取り組まなければならない段階であると思っています。しかしながら、これも答弁申し上げましたが、投資不足、資金不足によりましてなかなか人員確保が難しく、商品開発になかなか手が回らないと。既存の商品を製品化して販路に乗せていだけで精いっぱいの労力になっています。ここらへんを解消しない限り、経営体として継続をしていくことは不可能であると思っています。

なので、やればいいことはたくさんあるんですけれども、まずは経営体として継続していくことを最重要目標として、そのための経営企画を組んでいくと。これが必要なのかなと思っています。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

あと5分です。

4番（坂本あやさん）

あと2つあるんですけど。

町長が言われること、昨日ですね、そのご説明いただきました。私が考えるのは、その運営する企業の母体となる部分のベースをどこに置くかということだと思えます。地産外消でして挙がる利益も確かにあります。でも日々の事業の足場をつくるのは、毎日毎日の生産性だと思えます。その毎日の生産性っていうのを地域の中で行っていく。その一つの方法が、その特産品を学校給食に使うということで、950人でしたね。950人の方々の日常のものをずっとやることによって、ベースが一つできるのではないかとご提案でございます。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

すいません、ちょっと説明不足でした。

アプローチが違うっていう話をさせていただきました。特産協の経営を考えたときに、積極的にその950食をターゲットにするといったことが経営体として有利であるという判断をしたときには、積極的に取り組むべきだと思っています。ただしそれが、例えば福祉効果であったりとか教育効果であったりと、本来経営体として副次的効果に分類される部分のことが優先目標になってしまうと経営圧迫になり兼ねないので、そこは慎重にアプローチ。どちらでアプローチしていくのかというのは、先ほど申し上げたように、どっちでも経営体の維持を最優先させていただきたいということでございます。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4番（坂本あやさん）

分かりました。私も利益を度外視して学校給食をやれと言っているわけではなく、その利益のベースとなるべきものを作らないといけないんじゃないかなということでご提案をさしていただきました。

すいません、時間がないので2番に移ります。

今、町長の中からも出ましたけれども、産業振興費の総合支援事業の補助金が組まれて、各種事業が生まれていたと思います。

この中から、さしすせその商品は生まれたのかということについてお伺い致します。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

それでは通告書に基づきまして、坂本議員の産業振興を問うの、産業振興費総合支援事業補助金が組まれていたが、応募者数は何人あったか、予算はどの程度消化しているか、産業推進室が商品の開発を支援するとあったが、具体的に何を支援し、その結果なにがしだったのか、その商品はさしすせそ商品に認定されているのかのご質問にお答え致します。

産業推進室の使命は、これまで比較的取り組みが弱かった加工部分と、それらを販売していく部分の強化、そのことによる六次産業化の推進であると考えています。商品は食品加工、非食品加工、形のあるもの、ないものなどあらゆる商品が考えられますが、限られたスタッフの中で当町において取り組む加工分野は、農産物、水産物を利用した食品分野を中心としたものになると考えます。

具体的に事業者の方にお話を伺うと、各自の課題や悩みはそれぞれ千差万別であり、一律の支援策では対応できないことが分かります。そこで、企画の段階から販路拡大の段階まで、あらゆるそれぞれの段階に応じた支援を柔軟に行える仕組みとして、本年度から町単独事業として産業振興推進総合支援事業を実施しています。

応募数についてですが。本年度5月までに6件の申請があり、4件採択。9月までにさらに1件の申請があり、1件採択。11月末までに2件申請があり、12月3日に審査した結果、2件を採択。本年度合計が申請計9件。うち7件を採択しました。

採択した事業者の行う予定の事業内容は、主に現在各社が商品化してある、あるいは商品化途中の商品にかんして専門家の指導を仰ぎ磨き上げることや、パッケージデザイン作成および販路拡大活動などになっています。

なお、採択とならなかった申請に対する不採択理由は、申請事業内容が最終的に販路を確保、拡大し、外貨を稼ぐ産業振興推進の視点がなかったことによります。それぞれの取り組みは、地域づくりとしては大事な内容でしたが、当時業の目的とする内容とは言い難く、黒潮町の他の助成事業を利用していただくなどの意見を付し、不採択としました。

予算の消化についてですが。助成事業にかんする予算は、事業者への助成金として補助金を500万円、申請事業内訳を審査する審査委員謝金、費用弁償を26万円予算化していますが、審査委員謝金および費用弁償については、本年度不要な委員の方が多く、2万円程度しか予算を執行していません。補助金については、7件の採択に対してほぼ満額の負担行為を起こしております。なお、年明け2月に都内で黒潮町フェア、これは仮称ですけれども。および催事への出店を予定しています。当初は、このような都内でのフェアは予定していませんでしたが、助成事業申請者のほとんどの方が都内での催事等での販路拡大事業に盛り込んでいたことから、各社がおのおの出店するのではなく、黒潮町としてまとめて取り組むべきではないかとの審査会審査委員の意見を受けて、各社の販路拡大経費を認めない代わりに、黒潮町としてまとめてコマを確保し、事業者に参加してもらう計画を立てており、その負担金として50万円ほどの経費を予定しております。

なお、都内での黒潮町フェアは東京駅地下、エキュート内の地域産品を販売する店舗、ニッコリーナという所ですが、で、2月18日から3月3日までの2週間開催します。ここでは黒潮町産品を店舗に預け販売していただく形になりますので、黒潮町関係者が店頭立つことは基本的にありません。併せて、同じ会社が運営する二子多摩川東急内の店舗を借ってというところですが、において同様に黒潮町産品の販売とともに、今回、さしすせそ商品として認証した商品を使ったイトイン、食事提供ですが。と試食を2月21日から27日まで実施し、各事業者実際に店頭立つ接客、直接消費者の反応を感じてもらおうこととしております。その後、毎年都内で開催される大規模な商品見本市であるフードデックスジャパン3月5日から8日出店し、黒潮町産品および、さしすせそ商品のPRと商談会に臨んでいただきたいと考えています。

続いて、商品の開発支援についてですが。商品開発、加工、販路拡大などに対して、役場が直接的に行うことはできません。事業者や個人への側面的支援に徹するしかないと考えます。

今回助成事業にかんして、担当課として支援した内容は以下のような事柄になっております。

各事業者、商品の現状の確認と課題抽出、解決したい内容と資金のバランスに基づく助成事業で、本年度行うべき事業計画づくり、事業計画に基づく人材や事業所とのマッチング、商品開発、デザイン、販路開拓、商品表示などの相談に対する対応、販促、催事出店に向けての計画づくりなどです。このような財源に裏打ちされた支援策は本年度からようやく取り掛かったばかりであり、成果が表れているという状況ではありません。しかし、担当の報告によると、事業者の方と営業活動などに同行させてもらった際に感じることは、公的な機関の信用力です。事業者だけでは話も聞いてくれない相手であっても、役場の担当が同行し、役所の名刺でまずあいさつをさせてもらうことで、面会するまでのハードルが一気に下がります。これだけでも民間の方の販路拡大、営業活動に大きく貢献できることを実感しており、官民一体となった地道な取り組みが一層重要であると感じております。ブランド認証にかんしても、また助成事業にかんしても、2、3年やって成果がすぐ表れるものではないと思いますので、地道な取り組みを進める中で成果を出していかなければならないと考えます。

また今回、認証審査会および黒潮町フェアに出店する商品の事前確認等において価格設定が合わず、外販したくてもできない商品や、法に基づく商品表示ができていないなど、数多くの指摘を受けたところです。今後、黒潮印ブランド、さしすせそ商品を創出し、外販を積極的に進めていくためには、外販に耐えられる商品づくり、商品表示違反が指摘されない商品の創出が求められ、それらをクリアできる人材育成、あるいは法的なチェック機能やシステムの構築にも取り組まなければならないという大きな課題が浮き上がってきました。これらに対しても一朝一夕（いっしょういっせき）に成果を出せるものではないと思いますので、地道な努力を重ねてまいらなければいけないと思います。

今回、申請採択商品はさしすせそ商品に認定されているのかということですが。有限会社佐賀産直出荷組合および、いごてつの認証商品は、これまでに商品の磨き上げに自社で取り組まれた結果があったため、今回の助成事業では販促活動に重点して事業を実施しています。他の事業者にかんしては、開発に着手したもの、あるいは磨き上げに取り掛かったものばかりであり、10月のブランド認証委員会には商品化が間に合っていないが、1月の認証委員会には申請される予定です。

なお、本年度認証された商品および町単独事業である産業振興推進総合支援事業に係る助成事業者の成果発表会を新年度に入ってから検討していますので、ぜひ議員の皆さまもご参加をいただきたいと考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4番（坂本あやさん）

今、ご説明いただきました、縷々（るる）あった支援事業の補助金を使って取り上げられたその事業者たちの成果というものは、成果発表会をするということでしたけど。

500万ほぼ満額を使ってですね、補助金を使って事業を起こしたということですので、その検証というのは発表会ではなっくって、どういう利益が挙げたのかということが必要になってくると思うんですが。

そのあたりの検証はどのような形でなさっていくのですか。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

お答えします。

要綱を作っております、要綱の中に毎年10パーセント以上のその効果が表れるというようなことで、毎年その検証はさせていただきます。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4番（坂本あやさん）

それでは、3つ目の質問に移らしていただきたいと思いますが。

検証をしっかりとやっぱりやってですね、その500万を投じてもらった方々も責任を持ってやっぱりその事業に取り組むということが必要だと思っておりますので、また検証結果をお知らせいただきたいと思っております。

3つ目です。

今、国も県もですね、地域の空き店舗についての支援というのを非常に出しております。同町も中央の市街地活性化の事業等を勘案しながら入れていると思いますが、まずもって町長が最初就任したときに、雇用対策には1つとしては現状の雇用を維持するということと、雇用の場を新たにつくるということとかいうことをおっしゃっていました。

その1つとしては、雇用を守るということで、この空き店舗をなくすということも非常に大事なことだと思います。四万十市は、市でも空き店舗に対しての4分の1助成だったかな、あるんですね。ほんで県が2分の1助成。で、国はちょっと規格が非常に難しく、なかなかそれを全部取ってですね、新たな店舗を創業するという方はなかなか少ないようすけれども。さまざまなその事業があります。で、うちの地域の中でも、ちょっと店舗を移動なさった方なんかもあったと思うんですが、そういう所にですねやっぱりこういう支援というのがあるよというような情報というのは、そのどういう形でお知らせしていったらいいのかということをやっぱり心配になりましたので、今回質問しました。

地域枠というのがある程度あるようで、その地域にそれぞれ作られた枠であればですね、ぜひもったいないので使っていただきたいなと思っておりますが、そのあたりの取り組みはどうでしょうか。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

通告書に基づきまして、3点質問があるわけですが、3点についてお答え致します。

まず、ご質問の事業は高知県高知商業振興支援事業の空き店舗対策事業と思います。内容については、その県の補助事業で補助率2分の1、補助限度額が100万円、店舗改装費が対象で、出店者が県へ直接補助金の交付申請をする直接事業となっています。

それで、黒潮町内での事業の活用についてということが通告書にありますのでお答えさせていただきます。

県に問い合わせたところ、21年度より事業を施行して、本年度までに県内では33件の活用件数となっておりますが、黒潮町内の活用実績はありません。

また、その県では地域枠を設けて支援体制があるようですが、黒潮町は予算枠を消化をしましたかというご質問ですが。ここは県に問い合わせたところ、県は県内一円が支援対象で、また町には、この事業にかんする予算措置は行っておりません。

地域への告知については、商工会が空き店舗相談には相談時に周知しているような状況です。町内への周知については商工会と協議して、ちょっと検討してからまた周知について考えたいと思います。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4番（坂本あやさん）

1分になりましたので、1つだけお聞きしたいんですけど。

こういうふうないろんな事業があつて、やっぱり自分で探すということはもちろん大事なことなんですけれども、やっぱり産業を振興していく上で、これだけ雇用情勢が低迷しているときに、やはり起業をする人に対する支援というのは非常に今だんだん多くなってきているんですね。

そういうことを含めて、その若者の支援として自分で起業する、そういう自立した若者を育てるという部分では有効に活用する事業だと思いますので、これをますますもっと広く知っていただいて、小さな店でもいいのでまず自分が起業してみるみたいなどころからですね始めてみるような産業振興というのもひとつ大事かと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

空き店舗が増えてきて、まあ商店街もがらつとしたような状態になっておりますが。この制度そのものは県の直接補助事業として、いろいろ制約もあります。ほんでただ、その中で商工会にも入野周辺で店を改装されたりとかいうお考えの方は相談に来られるようです。

その中でも、そのやっぱりこう補助事業の面倒くささか何かあるんでしょうか、もうその話を聞いてもあまり利用がされてないみたいです。それとまあ地区的には、黒潮町内では対象となる所は入野地区、佐賀では佐賀の役場周辺という所に限られておりますので、そういうこともあつてのことかもしれませんが。商工会での対応はしているというふう聞いております。

4番（坂本あやさん）

時間がきましたんですが。

今から移転する業者さんというのが出てきますので、この空き店舗の利用だけではなくて、さまざまな形での支援が必要かと思えます。

議長（山本久夫君）

時間、終わってます。

4番（坂本あやさん）

すいません、よろしくお願ひしますということ。

議長（山本久夫君）

これで坂本あやさんの一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 16時 34分